

官報

號外

明治三十八年二月八日

水曜日

印刷局

○第二十一回衆議院議事速記録第十四號

帝國議會

明治三十八年二月七日(火曜日)午後一時十四分開議

議事日程 第十三號 明治三十八年二月七日

午後一時開議

- 第一 藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 會 議
- 第五 明治三十七年勅令第七十七號(承諾ヲ求ムル件) 議
- 第六 明治三十七年勅令第二百二十五號(承諾ヲ求ムル件) (委員長報告)
- 第七 外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造ニ關スル法律案(花井卓藏外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第八 外國ニ於テ流通スル硬貨紙幣銀行券及帝國官府發行ノ證券偽造變造及模造ニ關スル法律案(鳩山和夫外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第九 浮虜處罰ニ關スル法律案(元田肇外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十 浮虜刑罰法案(花井卓藏外) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十一 會計法中改正法律案(森本駿) 第一讀會
- 第十二 裁判所構成法中改正法律案(元田肇外) 第一讀會
- 第十三 衆議院議員選舉法中改正法律案(渡邊修外) 第一讀會
- 第十四 衆議院議員選舉法中改正法律案(渡邊修外) 第一讀會
- 第十五 刑ノ執行猶豫及免除ニ關スル法律案(元田肇) 第一讀會
- 第十六 土地收用法中改正法律案(竹越與三郎) 第一讀會
- 第十七 鐵道ノ連絡輸送ニ關スル建議案(菊池武) (委員長報告)
- 第十八 在韓邦人利權ノ發達ニ關スル建議案(望月小太) (委員長報告)
- 第十九 郡役所廢止ニ關スル建議案(佐藤虎次郎) (委員長報告)
- 第二十 體育ニ關スル建議案(星野仙藏外) (委員長報告)
- 第二十一 航海補助ニ關スル建議案(近江谷榮次) (委員長報告)

○議長(松田正久君) 開會致シマス、諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

議員ヨリ左ノ議案ヲ提出セラレタリ

畜牛結核病豫防法中改正法律案

提出者 宮本 嘉樂君 奧野市次郎君

提出者 立川 雲平君 小田 文行君

裁判所構成法中改正法律案 大熊三之助君

提出者 國井 庫君 望月 長夫君

民事訴訟法中改正法律案 淺見竹太郎君

提出者 久保田與四郎君

府縣制中改正法律案 庫君

提出者 國井 庫君

登錄稅法中改正法律案 平君 長谷川 豐吉君

提出者 植 場 平君

貴族院ヨリ左ノ政府提出案ヲ送付セラレタリ

明治三十年法律第十三號中改正法律案

委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

臺灣銀行ニ於テ發行スル銀行券ノ偽造變造等ニ關スル法律案

委員長 新井 章吾君 理事 田寺 敬信君

耕地整理法中改正法律案 理 事 木村 半兵衛君

委員長 植 場 平君 理 事 中西 六三郎君

司法官試補實地修習期間減縮ニ關スル法律案 理 事 川真田德三郎君

委員長 中西 光三郎君 理 事 小川 平吉君

船舶法中改正法律案外一件 理 事 宮崎 榮治君

委員長 遠山 正和君 理 事 濱口 樽君

民事訴訟法中改正法律案外一件 理 事 森 肇君

委員長 遠山 正和君 理 事 小川 平吉君

狩獵法中改正法律案 理 事 濱口 樽君

委員長 森 肇君 理 事 小川 平吉君

○議長(松田正久君) 諸君ニ御諮リヲ致シマスガ、降旗元太郎君ハ病氣ノ故ヲ以

テ、國本培養ニ關スル建議案ノ委員ヲ辭任ニナリマシタ、之ヲ許シテ御異議ハアリマセ

ヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、其辭任ヲ許スコトニ致シマス、而シテ此委

員ハ、議長ノ指名デアリマシタカラ、其補闕トシテ東尾平太郎君ヲ指名致シマス、是ヨ

リ議事日程ニ付イテ會議ヲ開キマス、議事日程第一藥品營業並ニ藥品取扱規則中

改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略致シマス

第一 藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案(政府) 第一讀會

藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案

第十五條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十五條ノ二 藥劑師ハ正當ノ事故ナクシテ指定藥品ノ販賣ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十六條及第二十七條第一項中「販賣若クハ授與」ヲ製造、貯藏陳列、販賣又ハ授與ニ改メ左ノ但書ヲ加フ

但シ藥劑師ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ試驗ノ目的ヲ以テ一時所持スルハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條第二項ヲ削ル

第三十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十二條ノ二 第三十七條ノ三ニ掲グル藥種商ニ使用セラルル藥劑師ハ指定藥品ノ容器又ハ包紙ニ藥局方ノ所定ニ適合スルコトノ證明ヲ記シ之ニ自己ノ住所氏名ヲ附記スヘシ

第三十七條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ

第三十七條ノ二 藥劑師ニ非サレハ指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス但シ藥劑師藥種商製藥者間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條ノ三 命令ノ定ムル所ニ從ヒ藥劑師ヲ使用スル藥種商ハ指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得但シ第三十二條ノ二依リ其ノ藥品ノ容器又ハ包紙ニ藥劑師ノ證明アルモノニ限ル

第三十七條ノ四 土地ノ狀況ニ依リ地方長官ハ期間及營業所所在地ヲ定メ藥種商ニ指定藥品ノ販賣授與ヲ許可スルコトヲ得但シ其ノ藥品ハ藥劑師又ハ前條ノ藥種商ヨリ得タルコトノ證明アルモノニ限ル

第三十七條ノ五 第十五條ノ二ノ規定ハ前二條ニ掲グル藥種商ニ之ヲ準用ス

第三十八條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第三十八條ノ二 何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品ニシテ衛生上危害ヲ生スル虞アリト認めタルトキハ行政官廳ハ其ノ製造、貯藏陳列、販賣又ハ授與ヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ藥品ノ所有者若ハ所持者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ又ハ直接ニ之ヲ廢棄シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

藥局方ノ所定ニ適合セサル藥品アルトキ亦前項ニ同シ

第三十八條ノ三 此ノ規則ニ於テ指定藥品ト稱スルハ内務大臣ノ指定シタル藥品ヲ謂フ

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二月以下ノ重禁錮又ハ四百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥品ノ容器又ハ包紙ニ虛偽ノ記入ヲ爲シタル者

二 第二十六條又ハ第二十七條ニ違反シタル者

三 第三十八條ノ二第一項ノ禁止ヲ犯シタル者

第三十九條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第三十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥劑師ノ免狀ヲ受ケヌ又ハ其ノ業務ノ禁止停止ノ處分ニ違反シテ藥劑師ノ業務ヲ爲シタル者

二 第三十七條ノ二第一項第三十七條ノ三又ハ第三十七條ノ四ニ違反シタル者

第三十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥劑師ニシテ第十四條第一項ニ違反シ又ハ誤リテ調劑ヲ爲シタル者

二 第十六條第十八條第二十二條第二十五條又ハ第三十條第一項ニ違反シタル者

三 藥劑師ニシテ藥品ノ容器又ハ包紙ニ誤記ヲ爲シ又ハ事實ヲ知ラスシテ藥局方ノ所定ニ適合セサル藥品ヲ貯藏、陳列、販賣若ハ授與シタル者

四 第三十七條ノ三ニ掲グル藥種商ニシテ事實ヲ知ラスシテ藥局方ノ所定ニ適合セサル指定藥品ヲ貯藏陳列、販賣又ハ授與シタル者

當該官吏若ハ行政官廳ノ命令ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ罰前項ニ同シ但シ其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第三十九條ノ四 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥種商若ハ製藥者ノ免許ヲ受ケヌ又ハ業務ノ禁止若ハ停止ノ處分ニ違反シテ藥種商又ハ製藥者ノ業務ヲ爲シタル者

二 第三十八條ノ二第二項又ハ第三項ノ命令ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者

第四十條中第十四條第一項ヲ削ル

第四十一條中第十五條ノ次ニ「第三十七條ノ二、第三十七條ノ三、第三十七條ノ五ヲ加ヘ」第二十一條二十四條ヲ削リ同條ノ次ニ左ノ七條ヲ加フ

第四十一條ノ二 此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪併發ノ例ヲ用井ス

第四十一條ノ三 當業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條ノ四 當業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第四十一條ノ五 前二條ノ場合ニ於テハ禁錮又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

第四十一條ノ六 前四條ノ規定ハ醫師カ第四十三條ニ違反シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十一條ノ七 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ此ノ規則又ハ此ノ規則ニ基キテ發スル命令ニ依リ犯罪ニ之ヲ準用ス

第四十一條ノ八 當該官吏又ハ行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者此ノ規則ノ執行ニ關シ不正ノ所爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ四十年以下ノ罰金ヲ附加ス但シ其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者此ノ規則ノ執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法第二百八十四條ノ例ニ照シテ處斷ス

第四十六條ノ次ニ右ノ三條ヲ加フ

第四十六條ノ二 藥劑師其ノ業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ所爲アルトキハ內務大臣ハ中央衛生會ノ審議ヲ經テ其ノ業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得藥劑師ニシテ癲癩白痴ト爲リ其ノ他其ノ業務ヲ營ムニ堪ヘスト認メタルトキ亦同シ

藥種商又ハ製藥者其ノ業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ所爲アルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

內務大臣ハ中央衛生會ノ審議ヲ經テ藥劑師ノ業務ヲ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

地方長官ハ藥種商又ハ製藥者ノ業務ヲ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第四十六條ノ三 此ノ規則中地方長官ニ屬スル職權ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

第四十六條ノ四 此ノ規則中醫師ニ關スル規定ハ獸醫ニ之ヲ準用ス

附則
本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際現ニ營業スル藥種商ニハ本法施行ノ日ヨリ三箇年ヲ限リ第三十七條ノ二ヲ適用セス

(政府委員山縣伊三郎君登壇)
○政府委員(山縣伊三郎君) 本案ハ先ニ第十六議會ニ、本院へ政府ヨリ提出シテ、其當時不幸ニシテ委員付託ノ儘、議了ニ至ラナカッタモノデアリマス其後尙十分ノ調査ヲ遂ゲマシテ、更ニ修正ヲ致シマシテ、今回提出シタル次第デアリマス、改正ノ要旨ハ、既ニ御承知トハ存ジマス、大略申上ゲマスレバ、現行法ノ不備ナルトコロヨリ、不買藥品ノ製造又ハ販賣授與ガ、近來非常ニ多クナリマシテ、從テ衛生上ニモ危害ヲ及ボスヤウナ次第デアリマス、其缺點ヲ補ハシタメニ、本案ヲ提出シタル次第デアリマス、尙詳細ノコトハ委員會ニ於テ、説明致シタウゴザイマス、左様御承知ヲ請ヒマス

○望月長夫君(二百四十六番) 質問ヲ致シタイ、是ハ實ハ質問デハナク、能ク分ラヌカラ、御問致スノデアリマス、此改正案ニ依ルト、從來毒藥劇藥ト云フモノハ、特別ノ扱ヒニナテ居タル上ニ、更ニ毒藥劇藥ト云フ名目ヲ存在セラレテ、其他ニ又指定藥品ト云フモノガ出來ルラシ、サウシテ私ノ想像デハ、毒藥劇藥ヨリハ、指定藥品ナルモノガ、數ガ多クナルデアラウト思フ、所ガ第四十三條ト云フモノハ、一切今度ノ法律改正正セラレテ居リマセウガ、第四十三條ノ第二項ニハ、「醫師ハ第三十四條ニ從ヒ藥劑師藥種商製藥者ヨリ毒藥劇藥ヲ買受クルコトヲ得」トノミアル、サウシテ今度ノ改正ニナツタ指定藥品ト云フモノニ付イテハ、ヤハリ此第二項ノ取除ケノ如クニ限ラレルカ否ヤト云フコトガ、甚ダ不明瞭デアル、若シ此儘毒藥劇藥ハ、買ヒ得ルコトガ出來ルガ、ウレヨリハ危險デナイトコロノ指定藥品、例ヘバ注意藥ト云フヤウナ質ノモノハ、第四十三條第二項ノ取除ケノ如クニ、買ヒ得ラヌヤウニナリハセウカ、指定藥品ハ買ルコトガ出來ルト云フコトガ、新ナ法條ニ書イテゴザイマスガ、買フ方ニ付イテハ、元ノ毒藥劇藥ト云フモノ

ガ、買ヘルコトガアルハカリデ、指定藥品ヲ買フコトハナラヌカラ、或ハ毒藥劇藥ハ買ヘテモ、毒藥劇藥等ノ指定品ヲ買ヘナイト云フコトニナテ居ルノデアルガ、若シナツテ居ルナラバ、其理由ハドウデアルカ、ナラヌト云フナラ、之ハドウ解釋スルノデアルカト云フコトヲ、一ツ御尋ラシマス、ウレカラ今一ツハ今度ノ改正ノ第四十一條ノ六、第四十一條ノ六ニ「前四條ノ規定ハ醫師ガ第四十三條ニ違反シタル場合ニ之ヲ準用ス」ト云フコトガ書イタル、此四條ノ規定ト云フモノハ、或ハ再犯加重ヲ用非ナイトカ、何カ云フヤウナ刑罰ガ元ト定マデ居テ、其適用ニ付イテノ法條デアル、所ガ醫師ガ第四十三條ニ違反シタル場合ノ制裁、即チ刑罰ト云フモノハ、舊ノ法律ニモナケレバ、此法律ニモナイ、御承知ノ通第四十三條ト云フモノハ、舊ノ法律ノ附則ニ書イタル、而シテ其附則ヨリ以後ニハ、之ハ刑罰ノ制裁ハ書イテナイ、ウレデ第四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノガナイノニ、此前ノモノヲ適用スルコト云フコトハ、ドウ云フ次第デアルカ、私ノ考デハ、彼ノ四十三條ニ書イタル「引イタル、例ヘバ二十六條ノ手續ヲシナカッタ、何條ノ手續ヲシナカッタト云ヘバ、其二十六條ナラバ、二十六條ニ違反ノ罪ト云フコトハアリマセウケレドモ、四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノハナイ、然ルニ四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノガナイノニ、其結果トシテ代理人ノシタコトヲ、本人ガ責任ニ任ズルカ、何トカ云フヤウナモノ、ミガ書イタルノハ、ドウ云フ譯デアルカ、此立法ノ御趣意ヲ承ハリタイ

(政府委員窪田靜太郎君登壇)
○政府委員(窪田靜太郎君) 御答致シマス、指定藥品ノ數ハ、八十九種ノ積デゴザイマス、ウレデ毒藥劇藥ヨリハ多數デハナイノデアリマス、ウレカラ「聽エマセウ」ト呼ブ者アリ(指定藥品ノ數デゴザイマスガ、指定藥品ノ數デハ八十九種ノ指定スル見込ニナツテ居リマス、ウレデ毒藥劇藥ヨリ多數デアラウカト云フ、御心配デゴザイマシタケレドモ、左様デハアリマセウデゴザイマス、此事ヲチヨット申シマス、ウレカラ其次ニ醫師ガ其毒藥劇藥ヲ買受クルコトヲ、得ルコト云フコトガ書イタルガ、指定藥品ヲ買受クルコト云フコトハナイガ、ドウデアラウカト云フ御尋デゴザイマシタガ、毒藥劇藥ニ就キマシテハ非常ニ危險ナルモノデアリマス、所ガラシテ、之ガ販賣ニ付キマシテ、現行法中ニ「分リマセウ」又ハ「マルデ分リマセウ」ト呼ブ者アリ、此毒藥劇藥ニ付キマシテハ、現行法中ニ買受クルコトニ對シテノ制限ガアルノデアリマス、ウレハ、即チ此藥業者デアリマセウケレバ、其他ノ者ニハ職業上ニ必要アルト云フ場合デナク、イケナイト云フコトニナツテ居リマス、ウレ故ニ或ハ醫師ガ、一方デ患者ニ投藥スルコトガ出來テモ、其藥ヲ買受クルコトガ出來ナイデアラウカト云フ懸念カラ、特ニ現行法ニハ明文ヲ以テ斯ウ「云フ譯デ、手續ヲ以テ——簡單ナル手續ヲ以テ醫師ハ毒藥劇藥ヲ買受クルコトガ出來ルコト云フ規定ガアル、然ルニ指定藥品ニ就キマシテハ、斯様ナル規定ヲ設ケマセウデゴザイマス、唯今度設ケマスルコトコロノ指定藥品ハ、ルト云フコトノ明文モ、設ケナイ譯デゴザイマス、唯今度設ケマスルコトコロノ指定藥品ハ、斯ウ「云フ資格ノモノデナケレバ賣ラレナイゾ、賣ルコトガ出來ナイゾト云フコトノ條文ニ對シマシテハ、或ハ醫師ガ患者ニ投藥スル場合ニモ、制限ヲ受ケルノデハナイカト云フ疑ヒガアッデハナラヌト云フコトカラ、其點ハ特ニ明文ヲ設ケマシテ、醫師ガ自ラ診療スルコトコロノ患者ニ對シテ、指定藥品ヲ與ヘルコトハ自由デアル、ウレハ此改正ニ依テ制限スルノデハナイト云フ明文ヲ、設ケルノデゴザイマス、片方ニ付キマシテハ、毒藥劇藥ニハ、買フ場合ニ付イテノ制限ガアル、誰デモ買フコトガ出來ナイト云フ條文ガ、現行法ニアリマスカラ、ウレハ明カニスルタメニ、醫師ニ付イテノ例外ヲ設ケルタメニ、醫師ハ斯ウ云フ手續デ、買フコトガ出來ルコト云フコトヲ設ケタルノデ、併ナガラ指定藥品ニ付イテ、斯様ナ制限ハナイノデアリマス、買フコトハ誰デモ買ヘルノデアリマス、ウレ故ニ醫師ニ付イ

ガ、買ヘルコトガアルハカリデ、指定藥品ヲ買フコトハナラヌカラ、或ハ毒藥劇藥ハ買ヘテモ、毒藥劇藥等ノ指定品ヲ買ヘナイト云フコトニナテ居ルノデアルガ、若シナツテ居ルナラバ、其理由ハドウデアルカ、ナラヌト云フナラ、之ハドウ解釋スルノデアルカト云フコトヲ、一ツ御尋ラシマス、ウレカラ今一ツハ今度ノ改正ノ第四十一條ノ六、第四十一條ノ六ニ「前四條ノ規定ハ醫師ガ第四十三條ニ違反シタル場合ニ之ヲ準用ス」ト云フコトガ書イタル、此四條ノ規定ト云フモノハ、或ハ再犯加重ヲ用非ナイトカ、何カ云フヤウナ刑罰ガ元ト定マデ居テ、其適用ニ付イテノ法條デアル、所ガ醫師ガ第四十三條ニ違反シタル場合ノ制裁、即チ刑罰ト云フモノハ、舊ノ法律ニモナケレバ、此法律ニモナイ、御承知ノ通第四十三條ト云フモノハ、舊ノ法律ノ附則ニ書イタル、而シテ其附則ヨリ以後ニハ、之ハ刑罰ノ制裁ハ書イテナイ、ウレデ第四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノガナイノニ、此前ノモノヲ適用スルコト云フコトハ、ドウ云フ次第デアルカ、私ノ考デハ、彼ノ四十三條ニ書イタル「引イタル、例ヘバ二十六條ノ手續ヲシナカッタ、何條ノ手續ヲシナカッタト云ヘバ、其二十六條ナラバ、二十六條ニ違反ノ罪ト云フコトハアリマセウケレドモ、四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノハナイ、然ルニ四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノガナイノニ、其結果トシテ代理人ノシタコトヲ、本人ガ責任ニ任ズルカ、何トカ云フヤウナモノ、ミガ書イタルノハ、ドウ云フ譯デアルカ、此立法ノ御趣意ヲ承ハリタイ

(政府委員窪田靜太郎君登壇)
○政府委員(窪田靜太郎君) 御答致シマス、指定藥品ノ數ハ、八十九種ノ積デゴザイマス、ウレデ毒藥劇藥ヨリハ多數デハナイノデアリマス、ウレカラ「聽エマセウ」ト呼ブ者アリ(指定藥品ノ數デゴザイマスガ、指定藥品ノ數デハ八十九種ノ指定スル見込ニナツテ居リマス、ウレデ毒藥劇藥ヨリ多數デアラウカト云フ、御心配デゴザイマシタケレドモ、左様デハアリマセウデゴザイマス、此事ヲチヨット申シマス、ウレカラ其次ニ醫師ガ其毒藥劇藥ヲ買受クルコトヲ、得ルコト云フコトガ書イタルガ、指定藥品ヲ買受クルコト云フコトハナイガ、ドウデアラウカト云フ御尋デゴザイマシタガ、毒藥劇藥ニ就キマシテハ非常ニ危險ナルモノデアリマス、所ガラシテ、之ガ販賣ニ付キマシテ、現行法中ニ「分リマセウ」又ハ「マルデ分リマセウ」ト呼ブ者アリ、此毒藥劇藥ニ付キマシテハ、現行法中ニ買受クルコトニ對シテノ制限ガアルノデアリマス、ウレハ、即チ此藥業者デアリマセウケレバ、其他ノ者ニハ職業上ニ必要アルト云フ場合デナク、イケナイト云フコトニナツテ居リマス、ウレ故ニ或ハ醫師ガ、一方デ患者ニ投藥スルコトガ出來テモ、其藥ヲ買受クルコトガ出來ナイデアラウカト云フ懸念カラ、特ニ現行法ニハ明文ヲ以テ斯ウ「云フ譯デ、手續ヲ以テ——簡單ナル手續ヲ以テ醫師ハ毒藥劇藥ヲ買受クルコトガ出來ルコト云フ規定ガアル、然ルニ指定藥品ニ就キマシテハ、斯様ナル規定ヲ設ケマセウデゴザイマス、唯今度設ケマスルコトコロノ指定藥品ハ、ルト云フコトノ明文モ、設ケナイ譯デゴザイマス、唯今度設ケマスルコトコロノ指定藥品ハ、斯ウ「云フ資格ノモノデナケレバ賣ラレナイゾ、賣ルコトガ出來ナイゾト云フコトノ條文ニ對シマシテハ、或ハ醫師ガ患者ニ投藥スル場合ニモ、制限ヲ受ケルノデハナイカト云フ疑ヒガアッデハナラヌト云フコトカラ、其點ハ特ニ明文ヲ設ケマシテ、醫師ガ自ラ診療スルコトコロノ患者ニ對シテ、指定藥品ヲ與ヘルコトハ自由デアル、ウレハ此改正ニ依テ制限スルノデハナイト云フ明文ヲ、設ケルノデゴザイマス、片方ニ付キマシテハ、毒藥劇藥ニハ、買フ場合ニ付イテノ制限ガアル、誰デモ買フコトガ出來ナイト云フ條文ガ、現行法ニアリマスカラ、ウレハ明カニスルタメニ、醫師ニ付イテノ例外ヲ設ケルタメニ、醫師ハ斯ウ云フ手續デ、買フコトガ出來ルコト云フコトヲ設ケタルノデ、併ナガラ指定藥品ニ付イテ、斯様ナ制限ハナイノデアリマス、買フコトハ誰デモ買ヘルノデアリマス、ウレ故ニ醫師ニ付イ

ガ、買ヘルコトガアルハカリデ、指定藥品ヲ買フコトハナラヌカラ、或ハ毒藥劇藥ハ買ヘテモ、毒藥劇藥等ノ指定品ヲ買ヘナイト云フコトニナテ居ルノデアルガ、若シナツテ居ルナラバ、其理由ハドウデアルカ、ナラヌト云フナラ、之ハドウ解釋スルノデアルカト云フコトヲ、一ツ御尋ラシマス、ウレカラ今一ツハ今度ノ改正ノ第四十一條ノ六、第四十一條ノ六ニ「前四條ノ規定ハ醫師ガ第四十三條ニ違反シタル場合ニ之ヲ準用ス」ト云フコトガ書イタル、此四條ノ規定ト云フモノハ、或ハ再犯加重ヲ用非ナイトカ、何カ云フヤウナ刑罰ガ元ト定マデ居テ、其適用ニ付イテノ法條デアル、所ガ醫師ガ第四十三條ニ違反シタル場合ノ制裁、即チ刑罰ト云フモノハ、舊ノ法律ニモナケレバ、此法律ニモナイ、御承知ノ通第四十三條ト云フモノハ、舊ノ法律ノ附則ニ書イタル、而シテ其附則ヨリ以後ニハ、之ハ刑罰ノ制裁ハ書イテナイ、ウレデ第四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノガナイノニ、此前ノモノヲ適用スルコト云フコトハ、ドウ云フ次第デアルカ、私ノ考デハ、彼ノ四十三條ニ書イタル「引イタル、例ヘバ二十六條ノ手續ヲシナカッタ、何條ノ手續ヲシナカッタト云ヘバ、其二十六條ナラバ、二十六條ニ違反ノ罪ト云フコトハアリマセウケレドモ、四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノハナイ、然ルニ四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノガナイノニ、其結果トシテ代理人ノシタコトヲ、本人ガ責任ニ任ズルカ、何トカ云フヤウナモノ、ミガ書イタルノハ、ドウ云フ譯デアルカ、此立法ノ御趣意ヲ承ハリタイ

(政府委員窪田靜太郎君登壇)
○政府委員(窪田靜太郎君) 御答致シマス、指定藥品ノ數ハ、八十九種ノ積デゴザイマス、ウレデ毒藥劇藥ヨリハ多數デハナイノデアリマス、ウレカラ「聽エマセウ」ト呼ブ者アリ(指定藥品ノ數デゴザイマスガ、指定藥品ノ數デハ八十九種ノ指定スル見込ニナツテ居リマス、ウレデ毒藥劇藥ヨリ多數デアラウカト云フ、御心配デゴザイマシタケレドモ、左様デハアリマセウデゴザイマス、此事ヲチヨット申シマス、ウレカラ其次ニ醫師ガ其毒藥劇藥ヲ買受クルコトヲ、得ルコト云フコトガ書イタルガ、指定藥品ヲ買受クルコト云フコトハナイガ、ドウデアラウカト云フ御尋デゴザイマシタガ、毒藥劇藥ニ就キマシテハ非常ニ危險ナルモノデアリマス、所ガラシテ、之ガ販賣ニ付キマシテ、現行法中ニ「分リマセウ」又ハ「マルデ分リマセウ」ト呼ブ者アリ、此毒藥劇藥ニ付キマシテハ、現行法中ニ買受クルコトニ對シテノ制限ガアルノデアリマス、ウレハ、即チ此藥業者デアリマセウケレバ、其他ノ者ニハ職業上ニ必要アルト云フ場合デナク、イケナイト云フコトニナツテ居リマス、ウレ故ニ或ハ醫師ガ、一方デ患者ニ投藥スルコトガ出來テモ、其藥ヲ買受クルコトガ出來ナイデアラウカト云フ懸念カラ、特ニ現行法ニハ明文ヲ以テ斯ウ「云フ譯デ、手續ヲ以テ——簡單ナル手續ヲ以テ醫師ハ毒藥劇藥ヲ買受クルコトガ出來ルコト云フ規定ガアル、然ルニ指定藥品ニ就キマシテハ、斯様ナル規定ヲ設ケマセウデゴザイマス、唯今度設ケマスルコトコロノ指定藥品ハ、ルト云フコトノ明文モ、設ケナイ譯デゴザイマス、唯今度設ケマスルコトコロノ指定藥品ハ、斯ウ「云フ資格ノモノデナケレバ賣ラレナイゾ、賣ルコトガ出來ナイゾト云フコトノ條文ニ對シマシテハ、或ハ醫師ガ患者ニ投藥スル場合ニモ、制限ヲ受ケルノデハナイカト云フ疑ヒガアッデハナラヌト云フコトカラ、其點ハ特ニ明文ヲ設ケマシテ、醫師ガ自ラ診療スルコトコロノ患者ニ對シテ、指定藥品ヲ與ヘルコトハ自由デアル、ウレハ此改正ニ依テ制限スルノデハナイト云フ明文ヲ、設ケルノデゴザイマス、片方ニ付キマシテハ、毒藥劇藥ニハ、買フ場合ニ付イテノ制限ガアル、誰デモ買フコトガ出來ナイト云フ條文ガ、現行法ニアリマスカラ、ウレハ明カニスルタメニ、醫師ニ付イテノ例外ヲ設ケルタメニ、醫師ハ斯ウ云フ手續デ、買フコトガ出來ルコト云フコトヲ設ケタルノデ、併ナガラ指定藥品ニ付イテ、斯様ナ制限ハナイノデアリマス、買フコトハ誰デモ買ヘルノデアリマス、ウレ故ニ醫師ニ付イ

ガ、買ヘルコトガアルハカリデ、指定藥品ヲ買フコトハナラヌカラ、或ハ毒藥劇藥ハ買ヘテモ、毒藥劇藥等ノ指定品ヲ買ヘナイト云フコトニナテ居ルノデアルガ、若シナツテ居ルナラバ、其理由ハドウデアルカ、ナラヌト云フナラ、之ハドウ解釋スルノデアルカト云フコトヲ、一ツ御尋ラシマス、ウレカラ今一ツハ今度ノ改正ノ第四十一條ノ六、第四十一條ノ六ニ「前四條ノ規定ハ醫師ガ第四十三條ニ違反シタル場合ニ之ヲ準用ス」ト云フコトガ書イタル、此四條ノ規定ト云フモノハ、或ハ再犯加重ヲ用非ナイトカ、何カ云フヤウナ刑罰ガ元ト定マデ居テ、其適用ニ付イテノ法條デアル、所ガ醫師ガ第四十三條ニ違反シタル場合ノ制裁、即チ刑罰ト云フモノハ、舊ノ法律ニモナケレバ、此法律ニモナイ、御承知ノ通第四十三條ト云フモノハ、舊ノ法律ノ附則ニ書イタル、而シテ其附則ヨリ以後ニハ、之ハ刑罰ノ制裁ハ書イテナイ、ウレデ第四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノガナイノニ、此前ノモノヲ適用スルコト云フコトハ、ドウ云フ次第デアルカ、私ノ考デハ、彼ノ四十三條ニ書イタル「引イタル、例ヘバ二十六條ノ手續ヲシナカッタ、何條ノ手續ヲシナカッタト云ヘバ、其二十六條ナラバ、二十六條ニ違反ノ罪ト云フコトハアリマセウケレドモ、四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノハナイ、然ルニ四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノガナイノニ、其結果トシテ代理人ノシタコトヲ、本人ガ責任ニ任ズルカ、何トカ云フヤウナモノ、ミガ書イタルノハ、ドウ云フ譯デアルカ、此立法ノ御趣意ヲ承ハリタイ

(政府委員窪田靜太郎君登壇)
○政府委員(窪田靜太郎君) 御答致シマス、指定藥品ノ數ハ、八十九種ノ積デゴザイマス、ウレデ毒藥劇藥ヨリハ多數デハナイノデアリマス、ウレカラ「聽エマセウ」ト呼ブ者アリ(指定藥品ノ數デゴザイマスガ、指定藥品ノ數デハ八十九種ノ指定スル見込ニナツテ居リマス、ウレデ毒藥劇藥ヨリ多數デアラウカト云フ、御心配デゴザイマシタケレドモ、左様デハアリマセウデゴザイマス、此事ヲチヨット申シマス、ウレカラ其次ニ醫師ガ其毒藥劇藥ヲ買受クルコトヲ、得ルコト云フコトガ書イタルガ、指定藥品ヲ買受クルコト云フコトハナイガ、ドウデアラウカト云フ御尋デゴザイマシタガ、毒藥劇藥ニ就キマシテハ非常ニ危險ナルモノデアリマス、所ガラシテ、之ガ販賣ニ付キマシテ、現行法中ニ「分リマセウ」又ハ「マルデ分リマセウ」ト呼ブ者アリ、此毒藥劇藥ニ付キマシテハ、現行法中ニ買受クルコトニ對シテノ制限ガアルノデアリマス、ウレハ、即チ此藥業者デアリマセウケレバ、其他ノ者ニハ職業上ニ必要アルト云フ場合デナク、イケナイト云フコトニナツテ居リマス、ウレ故ニ或ハ醫師ガ、一方デ患者ニ投藥スルコトガ出來テモ、其藥ヲ買受クルコトガ出來ナイデアラウカト云フ懸念カラ、特ニ現行法ニハ明文ヲ以テ斯ウ「云フ譯デ、手續ヲ以テ——簡單ナル手續ヲ以テ醫師ハ毒藥劇藥ヲ買受クルコトガ出來ルコト云フ規定ガアル、然ルニ指定藥品ニ就キマシテハ、斯様ナル規定ヲ設ケマセウデゴザイマス、唯今度設ケマスルコトコロノ指定藥品ハ、ルト云フコトノ明文モ、設ケナイ譯デゴザイマス、唯今度設ケマスルコトコロノ指定藥品ハ、斯ウ「云フ資格ノモノデナケレバ賣ラレナイゾ、賣ルコトガ出來ナイゾト云フコトノ條文ニ對シマシテハ、或ハ醫師ガ患者ニ投藥スル場合ニモ、制限ヲ受ケルノデハナイカト云フ疑ヒガアッデハナラヌト云フコトカラ、其點ハ特ニ明文ヲ設ケマシテ、醫師ガ自ラ診療スルコトコロノ患者ニ對シテ、指定藥品ヲ與ヘルコトハ自由デアル、ウレハ此改正ニ依テ制限スルノデハナイト云フ明文ヲ、設ケルノデゴザイマス、片方ニ付キマシテハ、毒藥劇藥ニハ、買フ場合ニ付イテノ制限ガアル、誰デモ買フコトガ出來ナイト云フ條文ガ、現行法ニアリマスカラ、ウレハ明カニスルタメニ、醫師ニ付イテノ例外ヲ設ケルタメニ、醫師ハ斯ウ云フ手續デ、買フコトガ出來ルコト云フコトヲ設ケタルノデ、併ナガラ指定藥品ニ付イテ、斯様ナ制限ハナイノデアリマス、買フコトハ誰デモ買ヘルノデアリマス、ウレ故ニ醫師ニ付イ

ガ、買ヘルコトガアルハカリデ、指定藥品ヲ買フコトハナラヌカラ、或ハ毒藥劇藥ハ買ヘテモ、毒藥劇藥等ノ指定品ヲ買ヘナイト云フコトニナテ居ルノデアルガ、若シナツテ居ルナラバ、其理由ハドウデアルカ、ナラヌト云フナラ、之ハドウ解釋スルノデアルカト云フコトヲ、一ツ御尋ラシマス、ウレカラ今一ツハ今度ノ改正ノ第四十一條ノ六、第四十一條ノ六ニ「前四條ノ規定ハ醫師ガ第四十三條ニ違反シタル場合ニ之ヲ準用ス」ト云フコトガ書イタル、此四條ノ規定ト云フモノハ、或ハ再犯加重ヲ用非ナイトカ、何カ云フヤウナ刑罰ガ元ト定マデ居テ、其適用ニ付イテノ法條デアル、所ガ醫師ガ第四十三條ニ違反シタル場合ノ制裁、即チ刑罰ト云フモノハ、舊ノ法律ニモナケレバ、此法律ニモナイ、御承知ノ通第四十三條ト云フモノハ、舊ノ法律ノ附則ニ書イタル、而シテ其附則ヨリ以後ニハ、之ハ刑罰ノ制裁ハ書イテナイ、ウレデ第四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノガナイノニ、此前ノモノヲ適用スルコト云フコトハ、ドウ云フ次第デアルカ、私ノ考デハ、彼ノ四十三條ニ書イタル「引イタル、例ヘバ二十六條ノ手續ヲシナカッタ、何條ノ手續ヲシナカッタト云ヘバ、其二十六條ナラバ、二十六條ニ違反ノ罪ト云フコトハアリマセウケレドモ、四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノハナイ、然ルニ四十三條ニ違反シタル罪ト云フモノガナイノニ、其結果トシテ代理人ノシタコトヲ、本人ガ責任ニ任ズルカ、何トカ云フヤウナモノ、ミガ書イタルノハ、ドウ云フ譯デアルカ、此立法ノ御趣意ヲ承ハリタイ

官報號外 明治三十八年二月八日 衆議院議事速記第十四號 藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案 第一讀會 一八七

テ、特別ノ明文ヲ設ケル必要モナイノデアリマス、ソレカラ其次ノ御尋ノ前四條ノ規程ハ、醫師ガ四十三條ニ違反シタル場合ニ、之ヲ準用スル申マシタコロノ趣意ハ、四十三條ニ規定シテゴザイマス。トコロ、此醫師ハ第二十六條、第二十七條、第二十九條ニ從ヒト云フコトガゴザイマス。トコロ、ソレニ違反致サスルコト云フ、罰セラレタル譯デアリマス、ソレデ此四十三條ニ反對シタルト云フ趣意ハ、詰リソレ等ノ規程ニ從テ違ルコトコノ規程ガ、四十三條ニアルノニ、ソレニ從ハナイト云フヤウナ間違ウタコトヲヤッタ場合ニ、之ヲ前四條ノ規定ヲ適用スルノデアルト云フコト、規定デゴザイマス。カラ、押詰メテ參リマス。レバ、二十六條、七條、九條ト云フモノニナルノデアリマス。ガ、精神ハ其積テ出來テ居ル條文デゴザイマス、左様御承知ヲ……

○議長(松田正久君) 發言ガナケレバ、議事日程第二右議案ノ審査ヲ付託スル委員ノ選舉ニ移リマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スル委員ノ選舉

○恆松隆慶君(百五十九番) 本案ハ九名ノ委員ヲ、議長指名アラシコトヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 恆松君ヨリ、本案ヲ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコト云フ動議ヲ、提出サレマシタガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、其通り決定ヲ致シマス。議事日程第三裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略シマス、波多野司法大臣

第三 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(政府提 第一讀會 出)

明治二十三年法律第六十二號裁判所位置及管轄區域表中大阪控訴院管轄若狹、越前、加賀、能登、越中ノ國ヲ名古屋控訴院ノ管轄ニ、備前、備中、美作、因幡、伯耆ノ國ヲ廣島控訴院ノ管轄ニ變更ス

附則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年三月三十一日以前ニ於テ岡山、鳥取、福井、金澤及富山ノ各地方裁判所ノ爲シタル裁判ニ對スル上訴ハ大阪控訴院之ヲ管轄ス

(司法大臣波多野敬直君登壇)

○司法大臣(波多野敬直君) 本問題ハ大阪控訴院ノ管轄中、若狹、越前、加賀、能登、越中ノ五箇國ヲ、名古屋控訴院ノ管轄ニ移シ、備前、備中、美作、因幡、伯耆、此五箇國ヲ、廣島控訴院ノ管轄ニ移スト云フ問題デアリマス、御承知ノ通、大阪控訴院ノ管轄ハ五畿内、北陸、南海、山陽、山陰ニ跨リテ居リマシテ、其管轄地方裁判所モ十一箇所アリマス、訴訟事件モ頗ル多クゴザイマシテ、既ニ一昨年ノ如キハ、控訴被告ハ二於キマシテモ、其大阪ノ監獄ニ收容スル餘地ガナクテ、各地ニ其儘差置イタ位ノモノデアリマス、他ノ控訴院ノ事務ノ平均ヲ得マセヌノミナラズ、監督上ニモ大ニ不便ヲ感シマス、故ニ訴訟人ニ格別ノ不便ヲ與ヘマセヌ程度ニ於キマシテ、本問題ノ如ク分割ヲ致シマス譯デゴザイマス、此問題ハ地方ノ利害ニモ關係致シマス。カラシテ、ドウゾ公平ノ御判斷ヲ以チマシテ、政府案ニ御賛成アラシコトヲ、偏ニ希望致シマス

○議長(松田正久君) 御發議ガナケレバ、議事日程第四ニ移リマシテ、委員ノ選舉ニ移リマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スル委員ノ選舉

○恆松隆慶君(百五十九番) 本案ハ、議長指名ノ九名ノ委員ヲ選バレンコトヲ、希望致マス

○議長(松田正久君) 恆松君ノ動議ノ如ク、議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコトニ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、其通決定ヲ致シマス。議事日程第五明治三十七年勅令第七十七號ヲ討論ニ付シマス、本案ニ付イテハ、前ニ委員長ヨリ審査報告ハ濟シテ居リマス。カラ、直ニ討論ニ付シマス

第五 明治三十七年勅令第七十七號(承諾ヲ求ムル 會 議 件)

○大岡育造君(百六十四番) 質問ガアリマス、政府ニ質問ヲ致シマシテ、茲ニ言明ヲ求メテ置キタイト思フデゴザイマス、唯今議事ニ上テ居リマス。トコロノ日程第五及第六、此二ツノ緊急勅令ニ代ルベキトコロノ法案ガ、茲ニ日程ノ七ヨリ八、九、十ト列記シテアリマス、此四案ノ中、二案ハ此議場ニ於テ採用セラレベキモノト考ヘマス、茲ニ政府ニ御尋シタイノハ、政府ガ出サレマシタコロノ緊急勅令第七十七號、及第二百二十五號ニ代ルベキ法案ガ、此處ニ出テ居ルニ就イテハ、多少ノ修正位ハアラウト思ヒマス。ガ、政府ハ之ニ同意シ、且ツ此案ノ通過スルコトヲ希望セラル、譯デアラウト信ジマス。ガ、如何デアリマス。カ

(司法大臣波多野敬直君登壇)

○司法大臣(波多野敬直君) 唯今ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、緊急勅令ハ少々不備ノ所モゴザイマス。カラシテ、之ヲ法律ニ改メラレマス。コトニ付イテハ、政府ハ喜ンデ贊成ヲ致シマス

○議長(松田正久君) 花井卓藏君

○花井卓藏君(二百七番) 第五ハ未ダ委員長ノ報告ガゴザイマセヌガ、宜シウゴザイマス。カ

○議長(松田正久君) 是ハ委員長ノ報告ハ、曩ニ濟シテ居ルト云フコトヲ、宣告致シテ置キマシタ

○花井卓藏君(二百七番) 次ノハ濟シテ居ルガ、前ノハ濟シテ居ナイ

○大岡育造君(百六十四番) 前ノハ濟シテ居リマス

○花井卓藏君(二百七番) 石田貫之助君ガ缺席、安藤君ガ缺席デ、其儘ニナッテ居リマス、日程ニモ委員長報告ト云フ事柄ガ書イテアル

○議長(松田正久君) 委員長報告ト云フノハ、第六ハニナッテ居リマス

○花井卓藏君(二百七番) サウデシタ、間違ヒマシタ

(花井卓藏君登壇)

(「簡單」ト呼フ者アリ)

○花井卓藏君(二百七番) 極メテ簡單ニ反對ノ意見ヲ述ベヤウト思ヒマス、私ハ曩ニ外國貨幣云々ノ法案ヲ提出致シマシタ際ニ於キマシテ、又俘虜刑罰ニ關スル法律ヲ提出致シマシタ際ニ於テ、大體本案ニ反對スル所以ノ理由ハ、述ベテアルノデゴザイマス。カラシテ、之ヲ繰返スコトハ、決シテ致シマセヌ、唯私ハ是ダケノコトヲ申上ゲタイト存ジマス、緊急勅令ト云フモノヲ、憲法ノ條章ガ認メテ居ルノハ、事實アルケレドモ、即チ憲法ハ喜ンデ迎ヘテ居ル趣意ハナイノデアアル、憲法ノ起案者ト言ッテハ、語弊ガアルカモ存

ジマセヌガ、伊藤伯ノ——今ハ侯デゴザイマスルガ、伯時代ノ伊藤氏ノ憲法義解ナドニモ、緊急勅令ノ濫發ト云フモノハ、戒メナケレバナラヌ、若シ緊急勅令ノ濫發ヲ是認スルト云フヤウナ傾向ガアタ折ニハ、常ニ政府ハ議會ノ抗議ヲ避クルト云フヤウナコトヲ、嚴ニスルヤウナ弊ニナルノデアアル、憲法ノ協賛ノ權利ハ空文ニナルノデアアルカラ、斷シテ許サヌ趣意ニ解決セシケレバナラヌ、若シ又許スベキ場合ニ於テモ、帝國議會閉會當時ニ於ケル、機宜ノ處分ナレバナラヌ、會議ガ開カレタ以上ハ、立法ノ常軌ニ戻ル、歸ルト云フ事柄ヲ定則トシナケレバナラヌ、云フ意味カニ於テ、論明サレシニナラデ居ルコトヲ、一木君ノ憲法論ヲ讀シテ見デモ、決シテ此緊急勅令ノ濫發ト云フモノヲ、正當ナル立法ノ常道デアルト、解釋ハシテ居ナイノデアアル、大學ノ教授トシテ、法制局長官トシテ一木喜徳郎君ト、學者トシテ一木喜徳郎君トノ意見ガ別デアルト言ヘバ、是ハ論外デゴザイマスルガ、一人デゴザイマスルカラシテ、内外ニ拘ハラズ、同シ意見ヲ執ラルト云フ御趣意デアタナラバ、無論私ノ論ニ贊成シナケレバナラヌデアアル、ト云フノハ、私ハ伊藤伯ノ憲法義解、一木君ノ國法学ヲ、此處ニ紹介スルノデアアルカラ、之ニ反對シテ議論ガアタナラバ、其ハ人定見ガナイト言ハナケレバナラヌ、無論私ノ論ヲ御仰ヘニナルコトデアアル、確信ズルタメニ、證據トシテ一人ヲ證人ニ出シテ置キマス、ソレカラ茲ニ一ツ困難ナル問題ガアリマス、困難ナル問題ト云フノハ、既ニ法案ト云フモノガ、一ツ出デ居リマシテ、唯今大岡君ヨリノ御質問モゴザイマシテ、既ニ政府ガ歡迎ヲセラレルト云フタケノ抵當ヲ、確カニ取ッデアアル、取ッデゴザイマスケレドモ、之ガ今日當院ヲ經過シテ參リマシテ、又上院ニ參リマシテ、歸スルトコロノ論局ガ、書イデアアルコトハ、同シヤウナ意味デハナイカ、或ハ二條三條ニ加除修正ヲ加ヘタ點ガアルガ、ソレハ別段ニ法律ヲ要セヌデモ、差支ナイデハナイカ、サウスレバ是認シタガ宜イデアハナイカト云フ、一ツ困難ナル問題ガ事實ノ上ニ生ジテ來ルノデアアルマシケレドモ、元來法律ニ依リテ制定セキ事項ヲ、常道ニ反テテ法律ニ於テ制定セラレマシタ以上ハ、今緊急勅令ト云フモノニ承諾スルハ、此困難ナル直チニ解除シ得ノ上ニ於テ、差支ナイト云フ事柄ガ、斷言ガ出來マスレバ、此困難ナル直チニ解除シ得ラルベキモノデラウト私ハ考ヘルノデアアル、尤モ裁判上ニ二十七件ト云フモノハ、未決定デアアルサウデアリマス、是ノ始末ヲ著ケナケレバナラヌ必要ガアル、承諾スルハ後決スル、ソコデ緊急勅令ノ效力ハ消滅シマフ、法案ガ出ルノハ、議會閉會ノ後デアアル、未決ノ事件ハ如何ニ處分スベキヤト云フノ、一ツ裁判ヲ通スト云フヤウナ、不都合ガ生ジテ來ヤシナイカト云フ論ガアル、是ハ一應傾聴スベキ價ハアルノデアリマスガ、法律ヲ新ニ作ル場合ニ於テ、若クハ法律ヲ改廢スル場合ニ於テマシテハ、免レヌ話デアアル、今日マデ制定セラシテ法律ノ下ニ、今日以前ノ裁判ハ如何ニ極惡無道ノ罪デモ、罰スルコトガ出來ナイノト同ジコトデゴザイマシテ、此裁判ヲ逸スルト云フ事柄ハ、別段ナル理由ニハナルマイ、法律遷リ變リノ場合ニハ、得テ免ルベカラザルノ傾向デアルト云フコトヲ、御了承ヲ願ヘバ宜イト、私ハ信ズルノデアリマス、尙此點ニ關シマシテ、是ダケノ意味ヲ加味シテ、御研究ヲ願ヒタイト思フノデアアル、緊急勅令ヲ發シマデモ、處罰シナケレバナラヌ程ノ大問題デゴザイマスレバ、裁判官ガ緊急勅令ノ效力ノアル間ニ、勉強シテ事件ヲ始末ヲ付ケレバ宜イノデアラウト思フ、裁判官ガ長引カシタメニ、始末ヲ付ケズニ置イデ居ルモノガアル故ニ、今此勅令ヲ否認セラレタ折ニハ、是等ノ罪犯ヲ逸スルト云フコトニナルト云フモノアリ、ナレドモ是ハ裁判官ガ勉強シテ進行セシメヌ罪デアアル、此罪マデ議會ガ裁判官ニ代リテ、背負フト云フ道理ハ萬々アルマイト思ヒマス、ソレデアリマスカラ、是等ノ理由ヲ御參照ノ上、本案ニ對シテハ、承諾スルハベカラズト云フ、御決定ヲ願ヒタイト思フ、併シ責任解除ヲ求ムル法律デゴザイマスカラシテ、無闇ニ此承諾ヲ與ヘヌト云フ事柄ヲ、絕對的ニ斷言ヲ致シタ折ニハ、政府ノ責任ハ解除セラレヌト云フ趣意ニ、解釋セラレマスルト云フト、誠ニ本員ノ本旨デナキノミナラズ、政府ニ對シテモ、御氣ノ毒ニ

存ジマスカラシテ、責任ハ解除スルト云フコトダケハ、私ハ申シテ置カウト思フノデアリマス、全體ヤカマシク論ジテ參リマスレバ、明治三十五年ノ十一月ニ、同様ナル勅令ヲ出シ、三十六年ノ四月ニ同様ナル勅令ヲ出シ、三十七年ニ至リマシテ、又候本案ノ如キ勅令ヲ出スト云フガ如キ、事柄ニナリマスルト云フト、貨幣ト云フ問題ニ付イデハ、外國貨幣ト云フ問題ニ付イデハ、年々歳々ノ議會ヲ無視シテ、常ニ緊急勅令ニ依ルト云フ便法ノミヲ、政府ガ採テ居ルノデアアル、許セバカラザレト云フ事柄ハ、論ジテモ宜イノデアアル、ガラ今日ハ戰局ノ時代デモゴザイマスルカラシテ、軍國戰局ノ流行時代デモゴザイマスルシ、又當時多少ノ必要ガアタト云フ事柄モ、是認シテ宜シウゴザイマスカラシテ、當時發令ノ理由ト云フモノハ、當然デアルト云フコトヲ認メマス、當時發令ノ理由ガ當然デアルト云フコトヲ認メタナラバ、承諾スルハベカラバ、宜ササウナモノデアルト云フ、論ガアルカモ知レマセヌガ、承諾スルハベシテ可ナリ、承諾スルハ明スル方法ハ他ニアル、若シ之ニ承諾スルハベシカッタト云フ折ニハ、議院ハ當時ノ政府ノ處置ヲ非難スルガタメニ、或ハ建議スルコトモ出來ルシ、或ハ決議スルコトモ出來ル、更ニ進シテハ上奏スルコトモ出來ル、立法權ヲ超越シタト云フ點ニ於キマシテハ、此處マデ制裁ハ推シ及ボサル、次第ト思ヒマス、此三ツノモノヲ取ラズシテ、サウシテ此儘ニ承諾スルハベヌト云フ場合ニナリマスルト、非常ニ立法ノ勞ヲ取リタル當局者ノ處置ハ、相當デアルト云フ事柄ガ、公ノ議場デ判明スルコトニナルノデアリマス、此邊デ我慢シテ、本案ニ關シテハ、自分ノ意見ヲ御採用下サレシコトヲ希望シマス

○大岡有造君(百六十四番) 本案ハ委員長ノ報告通ニ、承諾スルハヘルコトニ致シタイト思ヒマス、別ニ議論ハ致シマセヌ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 本案ニ承諾スルハヘルヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、本案ニ承諾スルハヘルベキモノトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(松田正久君) 多數デゴザイマスカラ、承諾スルハヘルコトニ決シマス、議事日程第六明治三十七年勅令第二百二十五號ヲ、討論ニ付シマス、委員長ヨリ報告ヲ致サレマス、石田貫之助君

第六 明治三十七年勅令第二百二十五號承諾ヲ (委員長報告)

○石田貫之助君(二百四十三番) 本案ノ報告ハ、極メテ簡單デゴザイマス故ニ、此席カラ報告ヲ致シタイ、勅令第二百二十五號ハ、當時出席者ハ八名デゴザイマス、一名ノ關席デゴザイマス、種々番外ニ向シテ——政府委員ニ向シテ質問或ハ論難ノ未全會一致ヲ以テ、否決スルト云フコトニナリマシタ、即チ承諾スルハヘルコトニ決シマシタ、此段ヲ報告致シマス

○花井卓藏君(二百七番) 反對ノ通告ヲ致シテ置キマシタガ、趣意ハ今ノ案ト同ジコトデゴザイマスカラシテ、別段ニ繰返シマセヌ、併ナガラ此案ニ付イテ殊ニ御注意ヲ願ヒタイノハ、此案ニ關シマシテハ、政府委員ハ發令當時ニ於テ、事情切迫ノ事實ト云フモノハ、辯明セラレナカッタデアアル、寧ロ現在ヨリハ將來ノ方ニ於テ、本法——本案ノ必要ナル所以ヲ説明セラレタ止マデ居ルノデアアル、ソレ故ニ進歩黨ヲ代表セラレタルトコロノ鳩山和夫君、神崎東藏君、政友會ヲ代表セラレタル坂本君、安藤君、長谷君、甲辰俱樂部ヲ代表セラレタル久保君、自由黨ヲ代表セラレタル牧野君、無所屬ヲ代表セラレタル石田君、滿場一致ヲ以テ、即チ各黨ノ代表者ガ、承諾スルハベカラズト決定セラレタ案デゴザイマスカラ、此問題ニ關シマシテハ、議院ノ體面ノ上ニ於キマシテモ、代表ノ面目ヲ保持セラル、上ニ於テモ、亦委員ノ面目ヲ全ウセシメラル、上ニ於キマシテモ、大多數ヲ以テ、委員長報告通承諾スルハベカラズト云フコトニ、御決定アラシ

コトヲ望ミマス、茲ニハ私ハ此議會ヲ利用シテ、二大政黨ノ領袖、其他ノ諸君ニ對シ、委員會ニ於テ、私ノ意見ヲ容レラレタル同情ニ對シ、感謝ノ意ヲ表スルノ光榮ヲ有ストノ趣意ヲ申シテ置キマス

○大岡育造君(百六十四番) 本員ハ唯今ノ委員長ノ報告ニ、感憾ナガラ反對ヲスル者アリマス、理由ハ、(一)必要ハナインアリマス、別ニ法律ガ提出セラレテ、而シテ其法律案ニ對シテハ、政府モ之ヲ歡迎スルト云フコトアリマス、最早大體ニ於テノ必要ハ、本院ニ於テモ認メテ居ル次第アル、ツレバ勅令デ政府ガ出シタコトニ付イデ、承諾ヲ與ヘテ差支ナイト思フ、承諾ヲ與フベシト決シタイト思ヒマス

○松田正久君(百五十九番) 委員長報告ニ反對
○議長(松田正久君) 發言ノ請求ガナケレバ、本案ニ付イテ承諾ヲ與フベキヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、本案ニ承諾ヲ與フベシトスル諸君ハ、起立ヲ願ヒマス

起立者 多數
○議長(松田正久君) 多數アリマスカラ、本案ハ承諾ヲ與フルコトニ致シマス
○松田正久君(百五十九番) 第七カラ第十マデ一括シテ、委員長カラ報告アラシコトヲ希望致シマス、同一ノ委員ニ付託シタモノアリマスカラ

○議長(松田正久君) 議事日程第七ヨリ第十マデハ、同一委員ニ付託サレタアリマスカラ、先以テ報告ヲ併セテ致スコトニ致シマス——鳩山和夫君

第七 外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造ニ關スル法律案(花井 第一讀會ノ續(委員長 卓藏君外一名提出))

○鳩山和夫君(二百二十九番) 諸君、日程ノ第七並ニ第八ハ、同一問題ニ關係スル法律案アリマス、委員會ニ於キマシテハ、花井卓藏君、與田義人君ノ御兩君ガ提出者トナツテ、提出セラレタルコトヲ議案ヲ、先ヅ原案ト致シマシテ、之ニ付イテ審査致シマス、委員會ニ於テ、多少修正ノ點ガアリマス、第四條ノ次ニ一箇條置クコトニナツテ、第五條トシテ其文章ハ「第五條販賣スルノ目的ヲ以テ第一條ニ記載シタル物ニ紛ハシキ外觀ヲ有スル物ヲ製造シ又ハ帝國若クハ外國ニ輸入シタル者ハ前項ノ例ニ同シ」此ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス前項ニ記載シタル物ヲ販賣シタル者ハ前項ノ例ニ同シ、此一條ガ第五條トシテ加ヘラレマシタカラ、次ノ五條六條以下ハ、順次ニ箇條ガ一ツヅ、繰下テラレタ次第アリマス、其繰下テラレタル第八條ニ修正ガアリマス、即チ本法ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者、偽造又ハ變造ニ係ル、第一條ニ記載シタル物ノ、未ダ行使セラレザルト云フ以下ニ、「又ハ第五條ニ記載シタル物未ダ授付セラレサル前ニ於テ」ト云フ、是デケノ文句ガ這入リマス、ツレカラ繰下テラレタル第十條ニ於キマシテ、偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物ノ次ニ及第五條ニ記載シタル物ト云フ、是デケノ文字ガ這入リマス、ツレカラ附則ハ「本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ト云フノ修正モラレテ「本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」ツレカラ第二項トシテ「明治三十七年勅令第七十七號ハ之ヲ廢止ス」此一項ガ加ヘラレマシタカラ、報告ノ序ニ、此處デ御話シテ置キマス、第一條ニ於テ「證券ヲ偽造シ又ハ變造シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス」トシテアリマス、其第二項ニ於テハ金銀貨以外ノ硬貨ヲ偽造シ又ハ變造シタルモノトアリマス、行使シタルト云フ文字ガ抜ケテ居ル是ハ委員會ニ於テ調査終ツタ後ニ、提出者カラシテ、誤脱報告シテ置キマス、イザレ提出者カラ後ニ修正說ガ、此第一項ニ付イテハ、出ルコトデアラウト存ジマス、ツレカラ日程ノ第九第十、是モ第九第十ハ、俘虜ノ處罰ニ關スル法律案アリマス、委員會ニ於キマシテハ、元田肇君外一名カラ提出ニナツテ居ル案ヲ議題トシテ、之ニ付イテ先ヅ審査ヲ致シマス、此分ハ多少議論ハアリマシタケレ

ドモ、原案ノ通ニ委員會ニ於テ可決スベキモノト決定ヲ致シマシタ、第八並ニ第十ハ、既ニ第七ト第九ガ、一ハ多少修正ノ上、一ハ修正ナクシテ可決セラレタルモノデアラカラ、最早用事ノナイモノトシテ、否決セラレテゴザイマス、尙御尋デモアレバ、理由ハ詳細ニ報告シマスガ、報告スルマデモナク、諸君ハ御了解ニナツテ居ルト思ヒマスカラ、結果デケテ報告シテ置キマス

○議長(松田正久君) 委員長カラ第七ヨリ第十マデヲ、併セテ報告ニナリマシタガ、議事ハ先ヅ第七、即チ外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ繼續シテ討論ニ付シマス——發言ガナケレバ本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ決ヲ採リマス

○松田正久君(百五十九番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ願ヒマス
○議長(松田正久君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ直チニ二讀會ヲ開キマス、本案ノ全部ヲ議題ニ供シマス

外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造ニ關スル法律案 第二讀會

○花井卓藏君(二百七番) 議長
○議長(松田正久君) 花井卓藏君
○花井卓藏君(二百七番) 修正ヲシタウゴザイマス、本案ノ名稱ノ所ニ、「變造」ノ下ニ「及模造」ト云フ二字ヲ加ヘマス、ツレカラ第一條第二項ニ於キマシテ、「變造」ノ下ニ「及行使」ノ四字ヲ加ヘル、理由ハ別ニ申上ゲマセヌカ、意味ハ申上ゲヌデモ分ルト存ジマスカラ、御賛成ヲ願ヒマス

○議長(松田正久君) 定規ノ贊成ガアリマス
○議長(松田正久君) 然ラバ、定規ノ贊成ガアツタモノト認メテ、討論ニ附シマス

○議長(松田正久君) 異議ガナケレバ、花井卓藏君ノ修正案ヲ採用スルコトニ決シマス、其他ハ委員會ノ報告通御異議アリマセヌカ

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、委員長ノ報告通決シマス
○松田正久君(百五十九番) 直チニ三讀會ヲ開カレンコトヲ希望シマス、二讀會ノ通

○議長(松田正久君) 御異議ハアリマセヌカ
○議長(松田正久君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 御異議ナシト呼フ者アリ

外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造ニ關スル法律案 第三讀會

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ二讀會修正通過確定ヲ致シマス、日程第八ヲ討論ニ附シマス

外國ニ於テノ流通スル硬貨紙幣銀行券及
帝國官府發行ノ證券偽造變造及模造ニ關スル法律案(鳩山和夫君外一名提出) 第一讀會ノ續

○恆松隆慶君(百五十九番) 委員長報告通、御異議アリマセヌカ
○議長(松田正久君) 「(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ、花井卓藏君「異議アリマセヌカ、仕方ガゴザイマセヌ、大ニ異議ガアルガ仕方ガゴザイマセヌ」ト呼フ」

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、委員長報告通、決定致シマス——議事日程第九俘虜處罰ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ繼續致シテ、討議ニ附シマス

第九 俘虜處罰ニ關スル法律案(元田肇君外一名 提出) 第一讀會ノ續

○議長(松田正久君) 發言ノ請求ガナケレバ、二讀會ヲ開クヤ否ヤノ決ヲ採リマス
○恆松隆慶君(百五十九番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ、御異議ハアリマセヌカ
○議長(松田正久君) 「(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ」

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス、全部ヲ讀題ニ供シマス

俘虜處罰ニ關スル法律案 第二讀會

○恆松隆慶君(百五十九番) 委員長報告通異議ナシ
○議長(松田正久君) 「(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ、アデモ君一人「ト呼フ」

○議長(松田正久君) 委員長報告通、御異議ハアリマセヌカ
○議長(松田正久君) 「(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ」

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、委員長報告通ニ決シマス
○恆松隆慶君(百五十九番) 直チニ二讀會ヲ開イテ、確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 恆松隆慶君ノ勸諭ノ如ク、直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ
○議長(松田正久君) 「(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ」

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、直チニ第三讀會ヲ開キマス、發言ノ請求ガナケレバ第二讀會ノ通り決定シタモノト認メマスガ

俘虜處罰ニ關スル法律案 第三讀會

○議長(松田正久君) 御異議ナキモノト認メテ、第二讀會ノ通決定ヲ致シマス、次ハ第十讀會ニ供シマス
○議長(松田正久君) 御異議ナキモノト認メテ、第二讀會ノ通決定ヲ致シマス、次ハ第十讀會ニ供シマス

第十 俘虜刑罰法案(花井卓藏君外四名提出) 第一讀會ノ續

○議長(松田正久君) 委員長報告通是ハ否決デゴザイマス、花井君ノ提出デ「ト呼フ、花井卓藏君「委員長報告通」ト呼ヒ、笑聲起ル」

○議長(松田正久君) 委員長報告通、第二讀會ヲ開カザルコトニ、御異議ハアリマセヌカ、御異議ガナケレバ本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニ決シマス、議事日程第十一會計法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略シマス——森本駿君

第十一 會計法中改正法律案(森本駿君提出) 第一讀會

會計法中改正法律案
會計法中左ノ通改正ス

第八條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ次ノ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
(森本駿君登壇)

○森本駿君(百四十七番) 諸君、私ハ會計法中改正法律案ヲ提出シタモノデアリマス、今日提出ノ理由ヲ簡單ニ述べテ、諸君ノ御贊同ヲ得タイト考ヘマス、此改正ノ要項ハ、極ク簡單ナルデアリマス、豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ年度經過後、帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス、ト云フ現行法デアアル、改正致シマシテ「豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ次ノ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」トシタイ希望ナルデアリマス、是ハ改正ノ文字ハ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス、ト云フ二字ニ直ニ改メテ、從來此條文ガアツタガタメニ、帝國議會ニ提出シテ、事後承諾ヲ求ムルモノハ、必ず年度經過後トナル、年度經過後トナルト云フ、解散ノ場合ヲ除ク外、通例ハ一議會ヲ隔テ、サウシテ事後承諾ヲ求ムルモノト云フコトニナルデアリマス、從テ支出其事ト、承諾ヲ求ムル時、時間ノ上ニ於テ、殆ド一年内外ナル經過ガアルガタメニ、其責任支出ニ關スルコトコロノモ、責任觀念ヲ大ニ消耗セシムルト云フ憂ガアルデアリマス、事實ニ於テ申シマスレバ、現ニ此議會ニ提出セラレテ居ルコトノ事後承諾案ノ中、三十五年度ニ關スルモノ、如キハ、丁度同年度ノ決算ト同年ニ提出セラレテ居ルモノト云フヤウナコトデアラ、決算ハ事後承諾ノ如何ヲ見テ、而シテ初メテ決算ノコトガ分ルベキ告デアアルノ、マダ事後承諾案ヲ、此議會ニ提出セラレズシテ、決算報告ヲ、早ク此議會ニ提出ヲ見ルト云フヤウナルコトニナラ、居ルデアアル、現ニ決算ト豫備金支出ノ事後承諾ガ同年度ニ提出セラレタト云フ先例ガアルカト云フコトヲ、調ベテ見マシタコトガ、先例ニ於テハ、十三議會ニ於テ一度、同年度ノ決算ト事後承諾案ガ出テ居ルデアアル、併ナガラ、是ハ大ニ理由ガアルコトデアリマシテ、第十二議會ニ二十九年度ノ豫備金支出ガ、事後承諾ヲ提出セラレテアル、此年ニハ明治二十八年年度ノ決算ガ、提出セラレテアルデアリマス、サウシテ其二十九年度ノ豫備金支出ハ、衆議院ニ於テ五月三十一日ニ承諾ヲシテ、貴族院ニ送付ヲ致シマシタケレドモ、此十二議會ガ解散ニナラガタメニ、貴族院ハ議決ニ至ラズシテ、濟シマシタケレドモ、此十二議會ニ於テ再提出トナラ、二十九年度ノ豫備金支出ガ、議會ニ提出セラレタ、此時ハ、ヤハリ前々年度ノ決算ヲ提出スルコトニ必要ガアツタガタメニ、二十九年度ノ決算ト同時ニ提出セラレタデアアルケレドモ、此先例ハ先例ト見ルトハ出來ナイ、解散ノタメニ議決ニ至ラナカッタモノト云ハナケレバナラヌデアアル、之ヲ前後ニシテ同年度ノ決算ト豫備金支出ガ、同時ニ出タト云フコトハ、此一側アルノミデアラ、此一側ハ解散ノ結果、已ムラ得ズ、斯ノ如ク再提出ヲ見ルト云フニ至ラニ過ギナイデアアル、而シテ今日ハドウデアアルカト云フ、二十一議會ニ於テ二十五年度ノ決算ト、三十五年度ノ豫備金支出ガ、同時ニ提出セラレタト云フコトガアルデアアル、此事ニ付イテハ、マダ特別委員會ニ於テ、事後承諾ノコトハ、質問ヲ終ラタケレドモ、十分ナル討議ニモナラズ居リマセヌカシテ、其結果ヲ此處デ明言スルコトハ、出來ナイデアアルケレドモ、併ナガラ決算ト事後承諾ガ同時ニ出タト云フコトハ、是ガ初メテアルト云フコトハ、大ニ注意ヲシナケレバナラヌコト、考ヘルデアリマス、斯ウ云フコトガ何故ニ出來ルカト云フ、會計法ノ不備ニ歸スルヨリ外ニ仕方ガナキ思ヒマス、如何トナレバ、會計法ガ年度經過後ト云フコトデ、何時是非トモ出サナケレバナラヌト云フ規定ガナイデアアル、憲法ニ於テハ第六十四條ノ第二項ニ「豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ、後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」トシテ、期限ガ確定シテナイ、唯後日トシテアルニ過ギヌデアアル、之ヲ會計法ガ承ケテ、第八條ニ於テ、後日ト云フコトヲ解釋シテ、年度經過後トシタデアアル、併ナガラ年度經過後トシタコトガ、經過シタ後、何時出サナナラヌト云

フコトガ、確定シテ居ラス、從テ此會計法ヲ承ケテ、會計規則ガ尙解釋シテ、其期限ノ定メ方ハ、ドウナリテ居ルカト云ヘバ、會計規則ノ第二十四條ニ於テ「豫備金ヲ以テ補充支辨シタル金額ハ各省大臣共計算書ヲ作り各費途毎ニ説明ヲ付シ年度經過後五箇月以内ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ」大藏大臣ハ豫備金支出第一豫備金支出ト第二豫備金支出ト大別シ其總計算書ヲ作り之ニ説明ヲ付シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ計算書ト共ニ帝國議會ニ提出スルノ手續ヲ爲スヘシ」此規定ガセラレテアルハ、從テ年度經過後、直ニ提出スルコトガ出來ナイノハ、即チ會計規則ニ五箇月ト云フコトガ、規定セラレテアルカラ、ソレモ大藏大臣ニ出スト云フコトガ、大藏大臣ハ、此計算書ヲ受取テカラ、大藏大臣ガ總計算書ヲ作テ、議會ニ提出スルコトニハ、何時ト云フ規定ガナイ結果豫備金支出ノ承諾ヲ求ムルニ於テ、同一議會ニ同年度ノ決算提出ガアリテモ、法律上答メルコトモ、規則上制裁ヲ加ヘルコトモ、共ニ出來スト云フコトニナリテ居ル、從テ豫備金支出ノ承諾ヲ求ムルコトガ、動モセラレザルコトニナルハ、弊害ガアリ、遂ニ其責任ヲ消滅スルコトニナルカラ、是ハ豫備金支出ヲシタナラバ、支出ノアラタニ開ケル議會ニ於テ、承諾ヲ求ムルコトニセラレバ、則チ支出其事ト、承諾ヲ求ムル事ト、其間ノ時間ガ短クシテ、皆其事ガ衆人ノ前ニ明ニナリマスカラ、承諾ヲスベキモノハ、明ニ承諾ヲ與フベシ、承諾ヲスベカラザルコトハ、承諾スベカラズト議決ヲスルコトガ、明瞭ニナラウト思ヒマスカラ、即チ議會ノ監督ヲ嚴密ニスルコトニ云フ方針カラシテ、此改正案ヲ提出シタル所以デアリマス、而シテ一方ニ顧ミテ見マスルト、行政官ノ方デモ、事後承諾ト云フコトハ、宛モ六日ノ葛蒲ノ如ク、既ニ濟シタコトデアラカシテ、之ヲサウ云ウテ見タトコロガ、致方ガナイト云フヤウナ結果カラシテ、從來ハ事後承諾ニ餘リ重キヲ、議會ガ措カナカッタ結果、豫備金支出ノコトモ、容易ニ爲シ得ルコトニ云フコトカラシテ、各行行政官モ濫リニ豫備金支出ヲ要求スルコトニ云フ弊害ガアル、又之ヲ許スコトモ、勢ヒ請求ヲスレバ、サウシレバ、ナンボ嚴密ナル監督ヲ加ヘヤウシテモ、監督ヲ兼ネルト云フ場合ガアレバ、甚シキハ豫備金支出ヲ請求シテ、サウシテ外ノ費途ニ一時流用スルコトニ云フ弊害ガ、起ラヌトモ期セラレヌノアル、殊ニ今年度ノ豫算、即チ二十八年度ノ豫算ニ於テハ、軍國多事ノ結果、第二豫備金ハ、政府自ラ百萬圓ヲ減額シタル今日デアリマスカラ、豫備金ノ數ハ、既ニ減少シテ居ルノアル、斯ノ如ク事後承諾ノ制裁ガ、緩漫ニ流レテ居ルト、云フト、豫備金ノ支出ガ又濫リニナルコトニ云フ虞ガ、無シトモ限ラスデアリマスカラ、此際會計法ヲ改正スルコトニ云フコトハ、最モ緊急ノ問題ト信ジテ、此議案ヲ提出シタル所以デアリマス、成ベク諸君、十分審議セラレテ、サウシテ此改正案ニ御贊同セラレンコトヲ、切ニ希望シテ、一言提出ノ理由ヲ述べタ所以デアリマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 本案ハ九名ノ委員ヲ議長ニ於テ指名セラレンコトヲ切望致シマス

(「異議ナシ」異議ナシノ聲起ル)

○政府委員(荒井賢太郎君) 本案ニ就キマシテハ、遺憾ナガラ政府ハ同意ヲ表スルコトガ出來ヌデアリマス、イツレハ委員ニ御付託ニナルコトヲ考ヘマスルカラ、詳シイコトハ委員會ニ於テ、述ベマスルデゴザリマス、唯今豫備金支出ノ計算書ノ承諾ヲ經テ底ノヲ實行スルコトガムツカシイデアリマス、貴族院ヲ通過シマスマデノ日子ト云フモノハ、一箇月餘掛テ居ルノデゴザリマス、今日ノ會計法ノ現行法ノ下ニ於キマシテ、議會ノ開會マデニハ、計算書ガスカリ出來上テ居ラズ、ソレヲ直チニ提出スルモノト致シマシテモ、左様ナ日子ヲ要スルデアリマスカラ、第七議會ノ廣島ノ臨時議會デアルトカ、或ハ此前ノ第二十議會デアルトカ云フヤウナ、會期ガ一週間デアル、或ハ十日間デアルト云フヤウナ短期ノ議會ニ於テハ、現在ノ有様デモ、ナカク提出ヲシテ通過ヲ

シマスデノ日子ガナイデアリマス、然ルニ唯今御提出ニナッタヤウナ改正案ニナリマスルト云フト、其議會ノ開會前日マデニ、支出ヲ致シマスルトコロノ豫備金ハ、悉ク其議會ニ提出ヲシナケレバナラヌト云フコトニナルデアリマス、サウ致シマスルト云フト、計算書ヲ作ル期間スラナイト云フコトニナルデアリマス、況ヤソレヲ短期ノ臨時議會ニ提出ヲシテ、通過ヲ待ツウツ云フ間ノアルコトハ、實際出來ナイト云フ結果ニ陷リマス、デアリマスルカラシテ、是ハ其點ニ付イテ到底斯様ニ御改正ニナリマシテモ、實行スルコトガ難イト云フ考ヲ持テ居リマス、尙此法案ニ依リマスルト、前年度ノ分ト、ソレカラ當該年度ノ分ト、詰リマダ現在ノ年度ノ分マデヲ提出スルコトニ云フコトニナリマスカラ、事件ノ完結シナイ豫備金ヲ以テ支辨シタル事件ノ完結シナイコトノ向テ提出スルコトニナルノデス、ソレハ始末ノ完全ニナラヌモノニ向テ計算書ヲ作ルト云フコトハ、到底出來ナイデアリマシテ、是モ其點ニ付イテ穩當ヲ闕イテ居ルコト、認ムルノデゴザリマス、一體此現在ノ會計法ノ規定ニ依リマスルト、前年度ノ出納期間ガ、六月ニ閉鎖ヲ致シマス、其六月ニ閉鎖ヲ致シマスルモノヲ、其年ノ冬ノ議會ニ提出スルコトニ云フコトガ、通常ノ順序デアリマスカラ、決シテ此間ニ於テ長イ期間ヲ要スルコトニ云フヤウナコトハ、ナリテ居ラヌデアリマス、デハ強チ改正スルコトニ云フ必要ハ、ナイト認メテ居ルデアリマス、ノミナラズ改正スル案ガ、此通ニナリマスルト、實行スルコトノ出來ナイ結果ニ陷リマスカラシテ、遺憾ナガラ本案ニ付イテハ、政府ハ同意ヲ表シ兼ネルトデゴザリマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 本案ハ審議ノタメ、九名ノ議長指名ノ委員ニ付託アラシコトヲ希望致シマス

(「贊成タケ」ノ聲起ル)

○議長(松田正久君) 恆松隆慶君ノ動議、即チ本案ヲ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコトニ云フコトニ、御異議ハアリマセウカ

(「異議ナシ」異議ナシノ聲起ル)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ其通決シマス——議事日程第十二裁判所構成法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ヲ省略致シマス、元田肇君

第十二

裁判所構成法中改正法律案

元田肇君外二

第一讀會

裁判所構成法中改正法律案

第十四條第一號中「二百圓」ヲ「三百圓」ニ改ム

第十六條ノ一

區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ第二以下ニ記載シタル罪ハ豫審ヲ經サルモノニ限ル

第一 違警罪

第二 竊盜ノ罪

第三 二百圓ヲ超過スル罰金ヲ併科又ハ附加セサル本刑一年以下ノ禁錮ニ該ル罪

第四 本刑二百圓ヲ超過セサル罰金ニ該ル罪

第十六條ノ二 司法大臣ハ地方裁判所ノ管轄區域内ノ一ノ區裁判所ノ管轄ニ屬スル刑事ノ事務ノ全部又ハ一部分ヲ其ノ地方裁判所ノ管轄區域内ノ他ノ區裁判所ヲ移テ取扱ハシムルコトヲ得

附則

此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

此ノ法律施行前地方裁判所ニ提起シタル訴訟ハ此ノ法律ニ依リ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト雖モ地方裁判所之ヲ裁判スヘシ

此ノ法律施行ノ際ニ限リ裁判所構成法第七十五條ヲ準用シ第七十三條ヲ適用セス

○元田肇君登壇

○元田肇君(百六十三番) 裁判所構成法中改正法律案ヲ提出致シマシテ理由ヲ簡單ニ申上ケマス、私ハ裁判所構成法改正ノ事ニ就キマシテハ、多年當議會ノ清聴ヲ汚シタコトモゴザイマス、一ノ意見ヲ持テ居リマシタガ、何分ニモマダ世ノ中ガ、自分ノ意見ニ合ハスルマデニ、著スルコトガ認メラレヌ故ニ、暫ク中止ヲシテ居リマス、今日ノ現在ノ裁判所構成法ノ有様デハ、如何ニモ區裁判所ノ權限ガ狹キニ失シテ、地方人民ノ不便利ハ甚ダ勢ナカラヌコト、信ジマス、ソレデ御手許ニアリヌ通ニ、改正案ヲ提出シテ、ドウカ此不便利ヲ防ギ、且ツ事務ノ進行ノ宜シキヲ得ルヤウニ致シタイノデアリス、構成法ノコトデゴザイマス、固ヨリ輕々ノ問題デハアリマセヌ、故ニドウカ 委員會ニ付託セラル、ノ光榮ヲ與ヘラレマシテ、法曹其他實地經驗ノアル御方ヲ御選ミニナッデ、十分ナル討論ヲサセラレテ、而シテ本案ノ御可決ニナルヤウニ、當議會ノ通過ニナルヤウニ、偏ニ希望スルノデアリマス、イッレ其際ニ修正等ノ御意見ガアレバ、謹ンデ承ハル積デアリマス

○恒松隆慶君(百五十九番)

○恒松隆慶君(百五十九番) 本案ハ十八名ノ委員ヲ選シテ、審査セラレンコトヲ望ミマス、議長指名ヲ願ヒマス

○議長(松田正久君) 恒松隆慶君ノ本案ヲ、議長指名ノ十八名ノ委員ニ付託スルノ動議デアリマスガ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(松田正久君) 呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 御異議ガ無ケレバ、其通決定致シマス

○國井庫君(二百五十九番) 緊急動議ヲ提出致シマス、是ハ先刻御報告ニナリマシタ中ニ、本員等ヨリ提出致シマシタ、同議裁判所構成法中改正法律案ト云フ一項ガアリマス、是ハ申スマデモナク、唯今ノ議事ニ附セラレタモノト、性質モ同一デゴザイマシテ、且ツ其改正ヲシヤウト云フ目的モ、内容ハ大概同一ニナッデ居リマス、是ハ同一ノ委員ニ付託ニ相成リマシテ、御調査ヲ願ヒマス、非常ニ便宜デゴザイマス、唯今ノ構成法案ノ十八名ノ委員ニ付託ラシテ、其調査更ニ速ク云フコトニ致シタイ

○恒松隆慶君(百五十九番) 日程變更賛成

○議長(松田正久君) 日程變更更ニ速ク云フ動議モアリマスケレドモ、先例ニ依ッテ、本案ハ直チニ同一委員ニ付託スルコトニ致シテ、如何デゴザイマスカ

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、十八名ノ前委員ニ付託スルコトニ致シマス

○議長(松田正久君) 議事日程第十三衆議院議員選舉法中改正法律案、及議事日程第十四、是モ衆議院議員選舉法中改正法律案デアリマスガ、是ハ同一性質ノモノデアリマス、一括シテ議題ニ供シマス

○議長(松田正久君) 呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、十八名ノ前委員ニ付託スルコトニ致シマス

○議長(松田正久君) 議事日程第十三衆議院議員選舉法中改正法律案、及議事日程第十四、是モ衆議院議員選舉法中改正法律案デアリマスガ、是ハ同一性質ノモノデアリマス、一括シテ議題ニ供シマス

○議長(松田正久君) 呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 議事日程第十三衆議院議員選舉法中改正法律案、及議事日程第十四、是モ衆議院議員選舉法中改正法律案デアリマスガ、是ハ同一性質ノモノデアリマス、一括シテ議題ニ供シマス

○議長(松田正久君) 呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 議事日程第十三衆議院議員選舉法中改正法律案、及議事日程第十四、是モ衆議院議員選舉法中改正法律案デアリマスガ、是ハ同一性質ノモノデアリマス、一括シテ議題ニ供シマス

○議長(松田正久君) 呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 議事日程第十三衆議院議員選舉法中改正法律案、及議事日程第十四、是モ衆議院議員選舉法中改正法律案デアリマスガ、是ハ同一性質ノモノデアリマス、一括シテ議題ニ供シマス

○議長(松田正久君) 議事日程第十三衆議院議員選舉法中改正法律案、及議事日程第十四、是モ衆議院議員選舉法中改正法律案デアリマスガ、是ハ同一性質ノモノデアリマス、一括シテ議題ニ供シマス

○議長(松田正久君) 議事日程第十三衆議院議員選舉法中改正法律案、及議事日程第十四、是モ衆議院議員選舉法中改正法律案デアリマスガ、是ハ同一性質ノモノデアリマス、一括シテ議題ニ供シマス

○議長(松田正久君) 議事日程第十三衆議院議員選舉法中改正法律案、及議事日程第十四、是モ衆議院議員選舉法中改正法律案デアリマスガ、是ハ同一性質ノモノデアリマス、一括シテ議題ニ供シマス

長崎縣	一
長崎市	一
佐世保市	一
郡部	六
對馬	八
廣島縣	一
廣島市	一
尾道市	一
吳市	一
郡部	十

附則

本法ハ次ノ總選舉ヨリシテ施行ス

○森田卓爾君登壇

○森田卓爾君(二百四十一番) 諸君、衆議院議員選舉法中改正法律案ノ提出ノ譯柄ヲ申上ケマス、是ハ餘程長イ標題デゴザイマスガ、事柄ハ頗ル簡單ノ事柄デ、衆議院議員選舉法ノシマヒノ、別表ノ其尙シマヒノ一項ヲ、削除致シタイト云フ案デゴザイマス、別表ノシマヒニ斯ウ云フコトガ、御存ジノ通りニ書イテアル、本表ハ選舉區ノ人口ニ増減ヲ生スルモ少クモ十箇年問ハ之ヲ更正セス「斯ウ云フコトガ書イテアル、此怪シキ箇條ヲ除ケタイト云フコトデ、此箇條ノ怪シイコトハ、選舉法バカリニ限リマセヌ、總テノ法律ニ斯様ノ事ヲ附記スルコト云フコトハ、怪シカラヌコトデアッデ、無意義ノコトデアルト確信致シマス、自分ガ「法律ヲ指ヘ得ル人ガ、是ガ善イと思ウテ法律ヲ指ヘテ、是ハ改正シナイ積デアルト云フコトヲ、書イテ置ク位、馬鹿氣ヲ無意味ナコトハナイ、是ハ一般ノ法律論デゴザイマシテ、馬鹿氣ヲコトフ一般カラ申シタノデアル、所ガ此馬鹿氣タ事ハ、衆議院ガ左程馬鹿氣タ思想ヲ以テ指ヘタノデアハナイ、其場合ニ現選舉法ガ提案セラレタキニハ、此馬鹿氣タコトハ書イテ無カッタ、眞面目ニ書イテアッタ、所ガ其後此市ノ獨立選舉區ト云フモノヲ増ス時ニナリマシテ、三十四年ニ増ストキニナッデ、或事情ノタメニ、馬鹿氣タコト云フコトヲ知リツ、入レタ案ナノデ、初カラ知リツ、入レタノデ、今日モヤハリ馬鹿氣タコトニナッデ居リマスガ、其以來此馬鹿氣タコトヲ除ク必要ガ起リマセヌノデ、其儘ニナッデ居ル、然ルニ其後世運ノ進歩ノタメニ、ドウシテモ是ハ除カナケレバナラヌ、實際上ノ必要ガ起ツタト云フノハ、選舉法ガ要求スルコロノ獨立選舉區ニシタイト云フ要求ガ、市ニボツ「出テ來タト云フ事實デアル、現ニ廣島縣ノ中ノ吳、長崎縣ノ中ノ佐世保ノ如キハ、其選舉法ノ要求スル條件ヲ具備シテ參ツガ、此馬鹿氣タ規定ノタメニ、要求條件ノ具備シテ居ルハラズ、獨立選舉區ト云フ條件ヲ具備シテ出來ナイト云フ不都合ガ起ツタ、此ニ至ッデ已ムナク此獨立選舉區ト云フ條件ヲ具備シタモノニ、其德澤ヲ與ヘヤウトル前提條件トシテ、愈今日ハ此馬鹿氣タ箇條ヲ排斥シナケレバナラヌト云フ、危急ノ時機ニ遭遇致シタ、此ガケガ理由デアリマス、ドウカ、委員ニ付託セラレテ、十分御審議ノ上御賛成アラント云フ希望致シマス

○議長(松田正久君) 渡邊修君

○渡邊修君登壇

○渡邊修君(九十四番) 本案ハ前案ニ關聯シテ居リマス、前案ノ制限ヲ廢スルコト云フコトガ、幸ニ通過致シマス、此案モ共ニ御賛成ヲ願ヒタイノデアアル、又不幸ニシテ否決致シタラバ、此案ハ消滅スルデアリマス、併シ便宜上同時ニ提出ノ理由ヲ述ベマス、此案ハ選舉法ノ別表ノ長崎縣ノ廣島縣トノ中ニ、長崎縣ノ佐世保市ト、廣島縣ノ吳市トヲ入レテ、獨立選舉區ニシタイト云フ案デアリマス、佐世保ハ三十五年ノ四月ニ市ニナリ

マシテ、吳ハ同年ノ十月カラ市制ヲ施カレタ、爾來兩軍港トモ益々繁榮シテ、三十六年十二月ノ調査ニ依ルト、吳ノ人口ハ六万二千八百二十五人、佐世保ノ人口ハ、五万七千四百九十七人ト云フ風ニ、増シテ居ルノデゴザイマス、人口ノ點カラ云ウタナラバ、全國五十五市ノ中、吳ハ十五番目、佐世保ハ十九番目ニ當ルノデアリマス、日露戦争以來、佐世保ハ御承知ノ如ク、海軍ノ策源地トナツテ、非常ニ繁盛ヲ極メテ、多數ノ人ガ入込シテ居リマスカラ、目下精密ノ調査付キマセヌガ、今ハ十萬居ルト云フコトデアル、又吳ハ戦争ノ影響ヲ受ケテ、目下大變人口ガ増シテ居ルノデアリマス、全國五十五市ノ中、獨立ヲシナイ市ハ、佐世保市ト吳市トモデアリマス、斯ノ如ク全國ニ於テモ、有數ノ大キナ市デアリナガラ獨立ヲシナイハ、即チ市制ヲ施カレマシタノガ、此選舉法ノ發布後デアリマシタ、メニ、今日マデ獨立ヲシテ居ラヌノデアアル、故ニ前ノ案ガ可決致シマスレバ、當然此兩市ハ獨立ヲスベキモノデアルト思ヒマス、全國ニ於キマシテ、二萬モドウデアラウカト云フ市、又ハ三萬少シ以上ノ市ハ、悉ク獨立シテ居リナガラ、五萬以上ノ大市ガ獨立セヌハ不都合デ、且遺憾ノコト、思ヒマス、尙御參考ノタメニ申シテ置キマスガ、佐世保ハ吳ハ戦争ノタメニ、非常ニ人口ヲ増シタノデアツテ、戦争ガ終リタラバ、又人口ガ減リハシナイカト云フ、御疑ガアルカ知レマセヌガ、前申シマス如ク、此別表ニ參照シテ附ケテ居ル人口調ハ、一昨年ノ十二月ノ調査デアリマスカラ、此度ノ戦争ニハ關係ガナイノデアリマス、又戦争中ノコトハ前申シマス通、非常ニ繁昌シテ居リマスガ、戦争ガ終リマシタコトコラ、段々海軍ノ擴張ト云フ問題モ起リテ參リマセウ、旁々シテ益々兩市ノ人口ヲ増ス一方デ、減ズル憂ハナカラウト思ヒマス、ソレ故ニ本案ヲ提出シタ次第デアリマスカラ、其邊ノトコロモ御參照トサレマシテ、兩市ヲ獨立選舉區ニスルコトヲ、御贊成アラシコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 唯今議題トナツテ居ル二問題ハ、九名ノ委員ヲ選ンデ審査シタイと思ヒマス、議長ノ指名ヲ願ヒマス

○議長(松田正久君) 恆松君ノ動議ノ如ク、此二案、即チ第十三、十四ノ議案ヲ、議長指名ノ九名ノ委員ニ記シテ審査スルコトニ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ナケレバ、其通決定致シマス、次ハ第十五、刑ノ執行猶豫及免除ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略致シマス、元田肇君

第十五 刑ノ執行猶豫及免除ニ關スル法律案(元田肇 第一讀會)

第一條

刑ノ執行猶豫及免除ニ關スル法律案
一 左ニ記載シタル者ニ二年以下ノ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキ裁判所ハ情狀ニ因リ裁量決定ノ日ヨリ二年以上五年以下ノ期間内其ノ執行ヲ猶豫スルノ言渡ヲ爲スコトヲ得
二 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者
三 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ十年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

第三條

左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘシ
一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

第四條

刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶豫ノ時間ヲ經過シタルトキハ刑ノ執行ヲ免除ス

附則

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際確定判決ヲ受ケ未タ執行セサル者ニ本法ヲ適用スルコトヲ得

(元田肇君登壇)

○元田肇君(百六十三番) 刑ノ執行猶豫及免除ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ述ベマス、此法律案ヲ提出致シマシタコトニ付イデハ、少シ申上ケテ置キタイと思ヒマスガ、固ヨリ此法案ノ趣意ハ、私一己ノ發明デモアリマセヌ、近來各國ニ於テ刑ノ執行ヲ猶豫シ、或ハ刑ノ免除ト云フ法律ヲ設ケテ、第一番ニ未成年者ニ對シ、之ヲ行ハタコトガ非常ニ好結果デアルト云フコトデ、或國ニハ未成年者ニ限リテ居ルコトモアルガ、或國ニハ未成年者ニ限ラズ、過テ刑ヲ犯シタケレドモ、其執行ヲ猶豫シテ、終ニ改悛ノ情ガ切實デアルトキニハ、之ヲ猶豫シタ方ガ、非常ニ刑法ヲ設ケタル目的ヲ達スル上ニ於テ益ガアル、斯ウ云ウコトヲ認メマシテ、左様ニナツテ居ル國モアルサウデアリマス、而シテ我帝國ニ於キマシテモ、曩ニ政府ヨリ刑法改正案ヲ出シマシテ、全般ノ改正ヲ提出サレタ中ニハ、就中要件トスルコトコロノモノ、中此一箇條ガアル、全般ノ改正ヲスルコトノタメニ、未ダ兩院通過ヲシテ、法律トナルコトニナツテ居リマセヌ、或モハ全般ノ改正ヲシタ方ガ、宜イデアリカト云フ議論モアリマスガ、全般ノ改正ヲ首尾能ク通過サセルニハ、容易ニ運ガナイガタメニ、其中ノ最モ今日ニ適切ニ希望スルコトコロノモノヲ、遷延シテ置クハ、實ニ遺憾極リナキコト、存シマスガ故ニ、茲ニ提出シタダケノ、僅カ四箇條ダケノコトデ足リルノデアルカラ、ドウカ各國ニ、行ハレテ居ル此新ラキ法律ノ設ケ方ヲ、我國ニ於テモ、成年ノ過テ一極々惡黨デナク、過テ罪ヲ犯シタ者、十分改メタルコトノ出來ル者ヲ、或ハ倉ノ中ニ打込メ、檻倉ノ中ハ、是ハ後悔ヲサセル懲治權ノ如キデアルガ、結果ハ即チ或ハ惡ルイコトヲスル學校デアルト云フヤウナ結果ヲ、來スコトモナイデアリマセヌ、デ其犯シタ者ノ情狀ニ依ツテ、屢ニ犯スト云フモノモナイカラ、特別ノ場合ニハ、裁判官ガ執行ヲ猶豫シテ、終ニ善良ノ者ニシタルコトハ、未成年者ト幼年ノ者ニハ、大切ノコトト思ヒマス、獨リ幼年ノ者ノミナラズ、吾々ハ數年來法律ノ罪人ニ關係シタコトニ就キマシテハ、自分モ經驗アルコトデアルガ、如何ニモ不幸ニシテ、氣ノ毒千萬ノコトガアル刑ノ執行ヲ受ケタガタメニ、如何トモ社會ノ良民ト人ガアシラデ呉レズ、殘念ニ思ヒテ居ラカニ、遂ニハ惡黨ニマデモナルカト云フヤウナ結果ヲ見ルヤウナ傾キガアリマスノデ、私ハ甚ダ之ヲ遺憾トシテ居ルノデアリマスカラ、獨リ未成年者ノミナラズ、之ヲ汎クサウ云フヤウナ特別ノ場合ニハ、成年者ト雖モ、適用スルコト云フコトニシタナラバ、宜カラウト考ヘマシテ、此法案ヲ提出シマシタ次第デアリマス、事ハ短簡デアリマスケレドモ、ナカク、重大ナ問題デアリマスカラシテ、是モ宜シク委員會ニ付セラレテ、十分ノ討論ヲナサタ上ニ、此案ヲ通過スルヤウニ、御贊助ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 本案ハ委員ニ付託致シテ、調査致シタイ、其委員ハ九名ノ議長指名アラシコトヲ

○議長(松田正久君) 恆松君動議ノ如ク、本案ハ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコトニ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ナケレバ、其通決定致シマス、議事日程第十六土地收用法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略シマス、竹村良貞君

第十六 土地收用法中改正法律案

土地收用法中改正法律案(竹越與三郎君外 第一讀會)
土地收用法中左ノ通改正ス
第十五條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

水利ニ關シ急施ヲ要スル復舊工事ニ付テハ必要ナル土地ノ使用及物品ノ徵收ハ郡市長ノ認定ヲ以テ之ヲ施行スルコトヲ得但郡市長ノ認定ニハ其ノ補償金額ヲ定ムヘシ之ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十七條第二項中第十五條第三項ヲ第十五條第四項ニ改ム
第三十三條中第十五條第三項ヲ第十五條第四項ニ改ム

〔竹村貞貞君登壇〕

○竹村貞貞君(百九十三番) 土地收用法中ニ一項ヲ加ヘマシテ、水利ニ關スル應急處分ノ出來ルコトヲ與ヘテヤリタイ、斯ウ云フノデゴザイマスルガ此提出ノ理由ヲ一言致シマス、用水ハ御承知ノ如クニ、農家ノ生命トモ申スベキモノデゴザイマシテ、一朝用水時期ニ際會致シマスルコトヲ、殆ド農家ハ寢食ヲ晝夜ニ忘ル、ト云フノガ、實況デゴザイマス、邇デ幕府時代ノ用水ノ取扱振ハ、ドウデアツタカト、斯ウ吟味致シテ見マス、是ハ處ニ依テ、各多少ノ差別ハアツタデゴザイマセウガ、私共ノ地方ナドニ於キマシテハ、誠ニ用水ニ力ヲ用井タルコトハ、大デゴザイマシテ、殆ド此用水ノ普請ト云フモノハ、官業官普請ト云フ有様デアツタデゴザイマス、而シテ排水ノ事ナドニ就キマシテハ、代官奉行ト云フ者ガ之ヲ監督シテ居ル、斯ウ云フナ實況デゴザイマシテ、其模様ヲ推察致シテ見マス、當時農家ハ殆ド用水ニ對シテハ、遺憾ガナカッタアラウト考ヘル位デアリマス、所ガ今日ハ如何デアルカ、今日ハ如何デアルカト申シマス、御承知ノ如ク、此水利ニ關シマシテハ、水利組合條例ト云フモノガ出來テ居リマス、此水利組合條例ト云フモノデ、水利ニ關スルコトヲ、先ヅ處分スルコトヲニナデ居リマスルガ、此水利組合條例ト云フモノハ、二十二年ノ創立ニナデ居リマシテ、隨分古イモノデアリ、且其中ニ規定サレタルコトハ、ドウデアルカト申シマス、唯主トシテ此水利組合ノ組織ヲ規定シタルコトヲ云フナコトデゴザイマシテ、農家ノ用水ニ對シテ、幾ラカノ保護ヲ與ヘヤウト云フヤウナ箇條ハ、殆ドナイデゴザイマス、ソレデ今日マデト云フモノハ、先ヅ免モ角モ舊慣古例ニ依リマシテ、其地方々々ノ水利組合ト云フモノガ、之ヲ處分致シテ參リマシテデゴザイマスルガ、一方ニハ個人ノ權利ガ侵蝕スルニ從ヒマシテ、前ノ此舊慣古例ト云フモノヲ、守テ往クコトヲ云フコトガ、困難ニナデ來タデゴザイマス、銘々勝手ナ事ヲ言ヒマシテ、僅カバカリノ沿岸ノ堰ガ損ジタカ、樋ガ毀レタト云フ場合ニ、僅カバカリノ沿岸ノ土地ヲ使用シヤウトカ、或ハ土砂ヲ取ラウト、斯ウ云フ時分ナドニハ、隨分勝手ナ事ヲ言ヒマシテ、僅カバカリノ土地ヲ使用スルニモ拘ラズ、其大ナル金ヲ投ジナケレバ、其個人ノ承諾ヲ得ルコトガ出來ヌト云フヤウナ事實ニ相成リマシテ、農家ノ困難ハ、今日誠ニ名狀スベカラザルト云フ、有様ニナデ來タデゴザイマス、デ今日ハ御承知ノ如クニ、農家ノ負擔ト云フモノハ、年々歳々重クナルト云フヤウナコトデ、一方ニハ農業保護ノ聲ト云フモノガ、彼處此處ニ出テ來ルト云フヤウナコトデ、現ニ本院ニモ國本培養ニ關スルトコロノ建議案モ出テ居ルト云フヤウナ次第デアル、デ私ハ未ダ不幸ニ致シテ、此國本培養ニ關スルトコロノ詳細ナ箇條ハ存ジマセウガ、手前味噌デハアリマス、思フノデゴザイマスルガ、用水保護ノ如キ其中心御加ヘ下サルナド、云フコトハ、餘リ不評ノコトデハナイデアラウト考ヘテ居ル位デゴザイマス、ソレデ先ヅ此用水、此國本培養ノ中ニ、サウ云フヤウナ箇條ヲ御加ヘ下サルコトガアラウト致シマシテモ、是ハ法律ヲ以テ極メナケレバ、出來ナイ仕事デゴザイマスルガ故ニ、既ニソレ此問題マデ提出サレテ居ルノデゴザイマス、カ、今此收用法中ニ一項ヲ加ヘマシテ此水利ニ關スルコトヲ不備ヲ補フル、水利組合條例等ニアルコトヲ此不備ヲ補フコトヲ云フコトニ就キマシテ、前申シタルコトヲ理由ニ依テ、御考ヘ下サイマシテモ、諸君等ニ取テ御不贊成ノ事ハナイトハ考ヘマスルデゴザイマスルガ、尙委員ヲ御選ビ下サイマシテ、審議ノ結果、滿堂ノ御贊成ヲ得ンコトヲ希

望致シマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 本案ハ委員ニ付託致シタイ、其委員ハ九名、議長指名ヲ願ヒマス

○議長(松田正久君) 恆松隆慶君ノ動議ノ如ク、本案ハ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコトニ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 御異議ナケレバ、其通り決定致シマス、議事日程第十七鐵道ノ連絡輸送ニ關スル建議案、委員長ヨリ報告ガアリマス

第十七 鐵道ノ連絡輸送ニ關スル建議案(菊池武(委員長報告))

〔望月右内君登壇〕

○望月右内君(六十二番) 委員會ノ模様ヲ御報告致シマス、本案ハ諸君モ御承知ノ通、此鐵道ノ進歩ニ伴ヒマシテ、鐵道ノ連絡輸送ト云フヤウナ事ニ付イテハ、十分努メナクチャナラヌト云フ時期ニ、到達シテ居ルノデアリマスカラシテ、此建議案ハ機宜ニ適シタル建議案デアルト云フコトデ、委員會ニ於テモ、大體ニ於テハ、各員トモ同意デアリマス、敢テ異議者モアリマセナデアリマスガ、政府ノ當局者ニ出席ヲ求メテ、詳密ナル質問ヲ重ネマシタルコトガ、政府モ此連絡輸送ト云フコトニ付イテハ、餘程意ヲ用井テ居ル、ソレデ且現在ノ法律、現在ノ規則ヲ調ベテ見マス、敢テ別段ニ規程ヲ設ケナクとも、今一步政府カ連絡ノ事ニ努メ、所謂法律ヲ勵行シテ、連絡ノ事ニ努メマスレバ、別段ノ方法ヲ設ケズトモ事ガ行ハレ、斯ウ云フ譯デアリマスカラシテ、要スルコトハ鐵道連絡ノ輸送ニ、十分政府ガ努メヨ、斯ウ云フ建議ニ止メテ宜カラウト云フコトデ、斯ウ云フ修正案ニシマシテ、滿場一致ノ同意ヲ以テ可決致シタルデゴザイマス、故ニ本會ニ於キマシテモ、ドウカ滿場一致ノ同意ヲ以テ、委員會ノ修正案ニ、御贊成アラントヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 本建議案ハ、委員長報告通、直チニ可決セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 發議者ナケレバ、本案ノ贊否ヲ決シマス、委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通ニ決定ヲ致シマス、諸君ニ御諮リ致シマスガ狩獵法中改正法律案ノ委員長森繁君ヨリ、本案ニ付イテ、是ヨリ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスカラ、退席ヲ許可シテ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ退席ヲ許可致シマス、議事日程第十八在韓邦人利權ノ發達ニ關スル建議案ヲ討論ニ付シマス、朗讀ハ省略致シマス

第十八 在韓邦人利權ノ發達ニ關スル建議案(望月小太郎君提出)

在韓邦人利權ノ發達ニ關スル建議案
韓國ノ扶植經營ハ誠ニ帝國ノ責任ニシテ、日露開戰ノ目的亦實ニ茲ニアリ、抑開戰以來政府ハ韓國ノ施政改善ニ關シテ銳意經營スル所アルモ獨リ在韓邦人ノ永住の利權ノ保護經營ニ關シテハ未ダ多ク施設スル所アルヲ見ス、想フニ軍國多事ノ際、政府ハ其ノ施設セムトスル經營ニ關シ切ニ國費ノ膨脹ヲ虞ルノ餘リ爲サムト欲シテ未ダ爲ス能ハサルモノナリト雖戰局ノ前

途ハ所謂遼遠ニシテ而カモ韓國ニ對スル帝國ノ優勝ナル地位及特種ノ關係ハ日露戰爭ニ依リテ特ニ宇內列強ノ是認スル所トナレリ政府ハ宜シク其ノ韓國ニ對スル施政改善ノ經營ト共ニ須ク兩々相待ツテ在韓邦人永住ノ利權ヲ保護セサルヘカラス特ニ居留地ノ發達ニ關スル保護方法ノ如キ在韓邦人ノ子弟教育獎勵法ノ如キ若ハ產業ノ保護獎勵ニ關シ或ハ通商貿易ノ獎勵發達ニ關スル凡百ノ施設中、特ニ緊急ニ屬スヘキ法案ハ速ニ之ヲ本議會ニ提出シ以テ協贊ヲ求ムルハ會以テ帝國カ韓國ニ對スル扶植經營ノ實ヲ全ウスル所以ナリト認ム

右建議ス

○望月小太郎君(二百九十五番) 本案ハ極メテ簡單且明白ノ問題デアリマスカラ
當席ヨリシテ其要領ヲ述ベテ、御賛助ヲ得タイト思ヒマス、即チ日露戰爭ノ結果ニ依リ
マシテ、帝國ガ朝鮮ニ對スル特殊ノ地位、竝ニ優勝ナル關係ハ、最早列國ノ是認スルト
コロトナリマシタ、所謂臥榻ノ傍ヲ他人ノ鼾睡ヲ容サスト云フコトハ、今日帝國ガ朝鮮
經營ニ對スルコロノ地位ト、確信致シマス、從ツテ政府ガ此朝鮮經營ニ附帶シテ、政治
上ノ改良ニ對シテハ、諸君ノ御承知ノ通、著々經營セラレテ居リマスガ、獨リ吾々同胞
人ノ朝鮮ニ於ケル永住ノ利益、竝ニ其權利ノ發達獎勵ニ關スル經營ニ對シテハ、當局ハ
未ダ施設スル所ガナインデアリマス、即チ是ガ本案提出ノ理由デアリマシテ、其要ハ第一
ニ居留地ニ於テハ、願クハ此居留地ノ將來ノ發達ヲ助長スルタメニ、法人制度ヲ與ヘ第
テ貰ヒタイト云フ事ト、次ニハ領事裁判ヲ以テ、在韓同胞數萬ノ訴訟ヲ司ツテ居リマ
ス、此行政官ト裁判官トノ區劃ヲ明確ニシテ貰ヒタイト云フ事、其他市町村ノ發達ニ
對スル、或ハ水道ノ敷設、若クハ病院ノ設立、醫師ノ招聘ナドニ關シテハ、是又以テ母
國タル吾々本國ニ於テハ、適當ノ保護ヲ爲スベキモノデアルト信ジマス、是ガ即チ居留地
ノ發達ニ關スルコロノ、大要ノ趣意デゴザイマス、第二ニハ是モ當時ノ在韓同胞子
弟ノ教育獎勵ノ事デ、殊ニ朝鮮ニ精通セラレ、トコロノ諸君ニ、細カイ事ヲ申ス必要ハ
ナイ、要スルニ朝鮮ニ於ケル吾々同胞人ノ小學校ニ對スル補助、若クハ教員ニ對シテハ
ハ、内地同様に優待ヲ與ヘルト云フ事、進シテハ願クハ京城ノ如キ中心ニ於テ、男女數
クトモ一ノ高等中學校ヲ速ニ設立シテ貰ヒタイト云フ事、是ガ教育ニ對スル母國ノ補
助ヲ希望スル本員ノ意見デアリマス、終ニ臨ンデ、產業法ニ對シテモ、是亦當局ノ施設
ヲ希望致シマス、ソレハ朝鮮ノ風土地位ニ應ジマシテ、適當ナル農事試驗場ヲ設ケ、
是ニ適當ナル農業上ノ經營ヲ致スト云フコト、若クハ海ニ於テハ、水産試驗所傳習所
ノ如キ物ヲ設ケ、魚族ノ播殖、漁民ノ保護、斯ウ云フコトニ付イテ、一日後ルレバ數年
母國ニ不利益ナルノミナラズ、在韓同胞人ノ利權ノ上ニ、重大ナル關係ヲ生ズルコロノ
施設ニ對シテハ、特ニ之ヲ本議會ニ提出シテ、吾々ノ協賛ヲ求ムルコトハ、會以テ政府
韓國經營ノ實ヲ全クスル所以デアルト信ジマスカラ、是ダケヲ申上ゲマシテ、後ト詳細
ナルコトハ、委員會ニ於テ、諸君ノ御幫助ヲ得テ、十分ナル修正ヲ致シ、十分ナル施設
經營ヲ致シタイト希望スルノデアリマス、ドウゾ御賛助ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 本建議案ハ、九名ノ委員ニ付託ニ致シタイ、議長ノ指名アランコトヲ願ヒマス

○議長(松田正久君) 恆松君ノ動議ノ如ク、議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコトニ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ其通決定致シマス——議事日程第十九、郡役所廢止ニ關スル建議案ヲ、議ニ付シマス、朗讀ハ省略致シマス、佐藤虎次郎君

第十九 郡役所廢止ニ關スル建議案(佐藤虎次郎君外四名提出)

地方行政事務ノ簡捷ヲ圖リ兼テ行政費ノ節減ヲ期セムカ爲政府ハ地方官官制ニ適當ノ改正ヲ加ヘ以テ郡役所ヲ廢止シ町村行政ノ監督ハ府縣ヲ以テ第一次ノ監督ニ當ラシメ郡役所廢止ノ結果ヨリ生スル行政機關ノ組織上變更ヲ要スヘキモノ及之ニ關聯スル法令ノ改正其ノ他ノ事項ハ速ニ精細ノ調査ヲ遂ケ來ル明治三十九年度ヨリ實行セラルルノ措置アラムコトヲ望ム右建議ス

〔佐藤虎次郎君登壇〕

○佐藤虎次郎君(三百四十八番) 本員ハ郡役所廢止ニ關スル建議案ヲ提出者ノ一人ト致シマシテ、其建議ノ趣旨ニ就キ、大體ノ説明ヲ致シタメニ、暫ク御清聴ヲ煩ハシマス、其建議案ト申シマスノハ、御手許ニ配付致サレテ居リマスル通、地方行政事務ノ簡捷ヲ圖リ、兼テ行政費ノ節減ヲ期センガタメニ、政府ハ地方官官制ニ適當ノ改正ヲ加ヘテ、以テ郡役所ヲ廢止シ、町村行政ノ監督ハ、府縣ヲ以テ第一次ノ監督ニ當ラシメ、郡役所廢止ノ結果ヨリ生ズル行政機關ノ組織上、變更ヲ要スベキモノ、及是ニ關聯スル法令ノ改正、其他ノ事項ハ、速ニ精細ノ調査ヲ遂ゲ、來ル明治三十九年度ヨリ實行セラル、ノ、措置アラシコトヲ望ムト申スノデアリマス、此郡役所ハ無用ナモノデアアル、無用ナ長物デアアル、之ヲ廢止致シテ、決シテ差支ナイモノデアルト申スコトハ、今日殆ド天下ノ輿論デアルト本員ハ認メマス、ソレデ管ニ是ガ廢止シテ差支ナイノミデアリマセヌ、之ガタメニ受クルトコロノ利益モ、大ニアルデアアル、ソレハ先ヅ第一地方行政事務ノ簡捷敏活ニ行ハル、ト云フコト、——之ヲ廢止シタタメニ、却テ敏活ニ行ハル、ト云フヤウナコト、ソレカラ第二ニハ、之ヲ廢止スルタメニ却テ——デハナイ、是ハ明カニ——大ニ明カニ、内務大臣モ豫算委員分科會ニ於テ述ベラレタ通ノコトデアッテ、國庫竝ニ地方稅ノ負擔ヲ大ニ輕減スルト云フコト、第二ニ明カニ此人民ノ負擔ヲ輕クスルト云フコト、ソレカラ第三ニハ地方自治ノ發達ヲ、之ガタメニ大ニ促進スルト云フコトニナルデアアル、云フヤウナ利益デモ是ニ伴ウテ來ルノデアリマス、ソレデ勿論私ハ唯大體ニ付イテ述ベマシテ、尙是ニ就イテハ、御審議ヲ願ッテ、委員會ニ於テ慎重ニ御調査ノ上、之ヲ通過セラレシコトヲ希望致スノデゴザイマスルガ、別ニ茲ニ詳シク是ヲ述ベルト云フコトモ、殆ド必要ガナイ、今日諸君ノ能ク御存ジノコトデアリマスルガ、此今日ノ時局ニ於テ、是ヲ廢スルト云フコトハ、ドウ云フモノデアアラウ、今ハ國債ノ募集デアルトカ、或ハ召集ノ事務デアアルトカ云フヤウナ事柄ガアルカラ、ソレガタメニ今日ハドウデアアル、是ハ結局廢スベキモノデアアル、廢スト云フコトハ差支ナイト信ズルガ、併シ今日ハ時機デナイト云フコトモアルヤウニ思ヒマス、サウ云フ御説モ幾ラカアルヤウニ思ハレマスルガ、本員ノ信ズルコトコデハ、今日コソ之ヲ廢止スベキ時デアルト信ズルノデゴザイマス、ソレデ今日國債ノ募集デアルトカ、或ハ召集ノ事務デアルトカ云フヤウナコトガ、是ガ府縣ヘ其事務ヲ移シ、或ハ町村ニ分チマシテ、決シテ差支ナイ事柄デゴザイマス、ソレデ内務大臣ガ豫算分科會ニ於テ、十四ノ郡役所ガ今日行ッテ居ルトコロノ事柄ヲ、列舉サレマシテゴザイマスガ、其中ニ就イテモ、是ガ府縣若クハ町村ニ於テ、其郡役所ト云フモノガ無イ場合ニ於テ、扱フコトノ出來ナイモノデアアルカト云ヘバ、決シテサウ云フコトハ、何ニモナイヤウニ思フノデゴザイマス、ソレデ今日ハ既ニ此從前郡役所デ扱ッテ居リマシタトコロノ重大ナル任務、重大ナル事務ト云フモノ、中ノ、最モ重大ナルモノ、收稅ト云フヤウナ事柄ハ、是ハ稅務署ニ移ッテ居ル、國稅ノコトナドハ、全然其方ヘ移ッテ居リマスルシ、又戶籍ノコト、云フモノハ、

裁判所へ往テ居ルシ、衛生或ハ戸口調査ト云フヤウナコトハ、是ハ警察テ扱テ居ル
トカ、或ハ土木事務ハ府縣ノ土木出張所デヤルトカ、或ハ教育ノ事ガ視學制度ノ下ニ
アルトカ、或ハ又兵事ノコト、云フモノハ——軍事ノコト、召集徴兵ト云フヤウナコトデ
モ、聯隊區司令官ナドト云フモノガ、重モナルコトヲヤテ居ルト云フヤウナコトデ、今日
デハ全クドナカク仰シヤッタウニ、郡役所ハ脱穀ニナツテシマツテ、郡長一人ト受付一
人アレバ、事ガ足りルト云フコトヲ、我名譽アル同僚ノ御一人ガ仰シヤッタガ、實ニ左様デ
アルト、私共ハ思フデゴザイマス、斯ク重大ナル其中デ、一番重イトコロノ事務ヲ、政
府ガボツ／＼段々ニ、他ニ斯ノ如ク移シタツモノハ、他日郡役所ト云フモノヲ、廢止
スベキ時機ニ達シ、廢止スベキヤウナ時ニナツタラバ、之ヲ廢止スル準備トシテ、斯クイ
ロ／＼ノ仕事ヲ外ヘ移シテシマツテ、斯ノ如ク脱穀ニシテ置クノデアルト云フヤウナ、想像
ノ出來ルヤウナ次第デアリマス、ソレ故ニ斯ルモノニナリマス、デゴザイマスカラ、之ヲ廢止
スルト云フノガ當然デアアル、ソレカラ又之ヲ廢止セザルタメニ、府縣カラ町村ヘ、中間
於テ、却テ今日デハ邪魔ニナル、昔ノ關所ノヤウナモノデ、人民ノ便利ニナラズシテ、却
テ不便ヲ來スヤウナ、中間ニアルニ太夫ノ別ノ役ニ立タナイモノハ、先ヅ取ツテシマ
ツテ、サウシテ此事務ノ敏活簡便ニ行ハレルト云フコトヲ計ルト云フコトハ、誠ニ今日ノ急
務デアルト考ヘルノデゴザイマス、ソレカラ政費ノ節減——地方行政政費ノ節減ト云フ
コトハ、誠ニ明カナコトデ、國庫ニ於テ五十三萬圓、即チ郡長ノ給料ニ於テ四十萬圓、
旅費其他ニ於テ十三萬圓ト内務大臣ガ言ハレタガ、其外地方稅ニ於テ三百萬圓以上
ノモノガ、明カニ減ズルノデアアル、ソレカラ郡費ト云フモノハ、是ハ此間モ郡制廢止ノ委員
會ニ於テアツタガ如ク、(「簡單々々」ト呼フ者アリ)此高ト云フモノハ、三百三十二萬六千
圓トカ云フモノデアツテ、之ヲ合セレバ六百八十五萬圓ト云フモノニナル、此中ニ此郡費ニ
於テハ、成程減シナイモノ出來テ來マセウ、之ヲ廢止スルタメニ、悉ク減ズルトハ云ハレ
ヌガ、六百八十五萬圓減ズルノデア、先ヅ六百萬圓位ナ金ハ、之ガタメニ減ズルト云ウテ
モ、宜シイデアアラウト信ズルノデゴザイマス、是デケノ金ガ減ジ、事務ヲ敏活ニ輕便ニシ、
人民ノ便利ニナルヤウニスルト云フ事柄、ソレカラ此地方自治ノ發達ト云フコトハ、今日
ハ最早十八年間モ、此町村ノ自治ト云フモノガ、行ハレテ居リマス、ソレデ其町村ノ自
治ノ發布ノ時ニ於テ(「簡單々々」ト呼フ者アリ)此地方自治ト云フコトノ發達ヲ助ケルト
云フコトニ付イテハ、チヨット一言スルコトヲ許シテ願ヒタイノデゴザイマス(「能ク分リマシ
タ」ト呼フ者アリ)ト云フモノハ、却テ此間ニ於テ小鼻のノモノガアリマスルト云フト、町
村ノ自治ガ發達セヌノデゴザイマス、今日デハ、市ト云フモノハ、第一次ノ監督ハ、府縣
廳ニナツテ居ル、町村ハ郡役所ガ第一次ノ監督デ、府縣ガ第二次ノ監督ニナツテ居リマ
シテ、元ト市町村制ヲ發布シタキノ理由書ノ中ニ、此市ト云フモノト、町村ト云フ
モノハ、同資格ナモノデ、同性質ナモノデアアル、唯此郡部ト云フガケ違ヒガアルノデ、決
シテ此事ニ就イテ、原質ニ於テ其制度ニ於テ、區別ハナイノダト云フコトニナツテ居リマ
ス、然ルニ市ノ方ハ、今日全ク自治ノ體ヲナシテ居ル、ソレデ隨分立派ナ人モ市長ニナ
ラレテ居ルヤウナ譯デゴザイマスガ、此町村ニ於テハ、隨分町村ノ自治ト云フモノハ、
立憲制度ノ根據デアルト云フノデ、獻身の御盡シニナツタ方モ、同僚ノ諸君ノ中ニ澤
山アラレルノデアアル、ソレカラ堀江將軍ト云フヤウナ方ノ如キハ、地方自治ガ進マナケレ
バ、本當ノ善美ナル立憲制度ハ、出來ナイト云フノデ、自ラ進ンデ村長ニナラレタコトモ
アルヤウデアリマス、サウニ云フ方ガアルカラシテ、此町村ト云フモノハ、今日ナカ／＼能ク
發達ヲ遂ゲテ來テ決シテサウ輕ク見ラレルヤウナモノデナイ、即チ今日デハ第一次ノ監督
ハ府縣ニシテ、サウシテ市ト同ジモノニスル、市町村制ノ理由書ニ云ハレタ如ク、其事實

ニ於テモ同ジモノニスルト云フコトガ、寧ロ……(「簡單」ト呼フ者アリ)モウシマヒマス、ソ
レデ何事デモ凡ソ物ヲ廢スルトカ云フ場合ニハ、ソレニ伴フコロノ不利益、ソレニ伴フ
コロノ苦痛、差支ト云フヤウナコトガ、起デ來ルモノデゴザイマス、自然ニ——然ル
ニ此郡役所ヲ廢止スルタメニハ、サウ云フコトモ、本員ノ信ズルトコロデハナイヤウニ考ヘ
マス、即チ是ハ一舉兩得ト云フヨリモ、以上ノモノデアアル、之ヲ廢スルト云フコトガ、適當
デアルト云フコトヲ信ズルノデゴザイマス、ドウウ是ハ十分ナル審議ヲ盡サル、タメニ、委員
會ニ於テ調査ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 本建議案ニハ多少議論モアルカモ知レマセヌガ、免モ
角委員ニ付託シテ調査セシメタイ、故ニ九名ノ委員、議長指名ナランコトヲ願ヒマス

○議長(松田正久君) 恆松君動議ノ如ク、九名ノ委員議長指名ト云フニ、御異議
ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ其通決定致シマス、議事日程第二十體育ニ
關スル建議案ヲ、討議ニ附シマス、朗讀ハ省略シマス

第二十 體育ニ關スル建議案(星野仙藏君外十一名提出)

體育ニ關スル建議案

政府ハ宜ク中學程度以上ノ諸學校ニ體育正科トシテ劍道柔道ヲ加フヘシ
但シ中學程度一年生ヨリ三年生マテハ劍道柔道トモ體操式ノ如ク號令ヲ
以テ形ヲ應用シ四年生以上ニハ技術ヲ教習セシムルコト

右建議ス

(星野仙藏君登壇)

○星野仙藏君(二百八番) 私ガ茲ニ提出致シマシタ建議案ハ全國中學程度以上
ノ學校ニ於ケル體育科目ノ中ニ、劍道柔道ヲ正科ニ加ヘタイト云フ、至ッデ單純ナ案デ
アリマス、極メテ簡單ニ致シマス、ドウウ暫クノ間、諸君ノ御清聴ヲ煩ハシ、併セテ御贊同
ヲ願ヒタイ次第デアリマス、ソレデ此案ノ提出者ハ、十一人デゴザイマス、贊成者ハ百
三十人デゴザイマス、サテ體育ノ必要ト云フコトハ、諸君モ既ニ御承知ノコトデ、今更喋々
ト申スマデモナク、今日既ニ學生教育ノ方針トシテ、智育德育ト竝シテ、當局者ニ於
テモ廣行サレテアリマスレドモ、私ハ其體育ノ中ニ、普通ノ體操ノ外ニ、尙進ンデ劍
道柔道ヲ、正科ニ是非加ヘテ教育致シタイト云フ次第デアリマス、私ガ名稱ヲ附シマシ
タル、練體操術ノコトヲ書キマシタ書類ハ、御參考マデニ諸君ノ御手許ニ御廻シ致シテ
置キマシタガ、此練體操術ハ、諸君モ御承知ノ劍術柔術ノ形ヲ、體操式ニ致シタモノ
デアリマシテ、五十八人デモ百人デモ一號令ノ下ニ一度ニ教授スルコトガ、出來ルヤウニ
致シマシタ者デアリマス、故ニ或醫學者ノ云フ如ク、劍術ハ腦ヲ痛メテ記憶ヲ惡ルクス
ルトカ、息ガ切レトカ、柔術ハ骨ヲ挫クトカ、怪我ヲスルトカ云フヤウナコトハナイノデア
リマス、唯ノ劍術ノ方ハ竹刀ニ代ヘルトコロノ、一本ノ木刀ヲ持チマシテ、教師ノ號令ニ
依ッテ、使ヘルコトノ出來ルヤウニ致シマシタモノデアリマス、柔術モ亦同様ナモノデアリ
マシテ、骨ヲ挫クトカ、怪我ヲスルトカ云フ心配ハ、少シモアリマセヌ、又特ニ經費ガ掛ル
デアリマセヌ、中學程度ノ學校ニ於テハ、諸君モ御承知ノ如ク、此兩術トモソレ／＼囑
托教師ヲ聘シテ、今日既ニ致シツ、アルノデアリマスガ、悉ク隨意科デ、正科ニナツテ居
ラヌタメニ、茲ニ一ノ學校生徒ヲ五百人ト假定シマスレバ、其中ノ四分一位ニ過ギナイ
トコロノ少數デアリマス、是ハ從來ノ劍術ト申シマスレバ、種々ナルトコロノ道具ガ必要デ
アリマスガ、此練體操術、即チ體操式ノ如ク、兩道ノ形ヲ號令ヲ以テ用井ル日ニハ、學

校ノ正服ノ儘デ、唯一本ノ木劍ノミニテ、總テノ試業ガ出來ルノデアリマス、(一長井兵助ノ下呼者アリ)之ニ依テ一方ニ於テハ敵ニ對スルコロノ間ヲ知り、一方ニ於テハ手ノ内ノ手練ガ出來ルガ故ニ、知ラズ識ラズノ中ニ、心膽ヲ練リ、其愉快ナルコトハ、恰モ魚ノ水中ニ樂ンデ泳イデ居ルヤウナ慣習ヲ作り、一年生、二年生、三年生ト、漸次歳月ヲ經ルニ從ヒマシテ、體モ馴レ技モ熟シ、氣モ伸ビテ來タコト云フ時ニナツテ、始メテ本試合ヲ仕込マユウニシテ往クノデアリマス、私が曾テ埼玉縣川越中學校ノ劍術教授ヲ囑託サレマシテ、昨年八月以來、同校長ノ同意ヲ得テ、此練體操術、即チ形ヲ體操式ノ如ク、號令ヲ以テ實地ニ應用致シマシタコトガ、其結果ハ甚ダ良好デアリマシタコトカラ、全國中ノ他ノ中學校ガ開傳ヘテ、其方法ヲ傳授ヲ求メ、中ニハ是非ヲ正科ニ入レタイト、主張スルモノモ少ナカラヌデアリマス、之ニ依テ見マシレバ、批難者ノ言フ如キ心配ハナク、其結果生徒ノ智育德育ノ進歩ノ助ケトナリ、士氣精神ノ鍛鍊ナル次第、文弱一方ニ流ル、コトハナク、天晴レ有爲ノ青年男子ヲ養成スルコトガ出來マシ、苟モ國家事アル日ニ於テハ、所謂文武一途、全國皆兵トナリ、筆硯ヲ投ジテ起ツト云フヤウナ操行ヲ、涵養スルコトガ出來ルノデアリマス、諸君モ御承知ノ如ク、先ニ我邦ハ日清戰役ニ、北清事件ニ、何レモ其武勇ヲ發揮セラレ、次デ日英同盟ノ如キ結構ナル條約ガ出來マシタデアリマス、今又世界ノ強國ト呼バル、トコロノ露國ト、干戈ヲ交ユルコトニナリマシテ、而モ開戰以來、連戰連捷、實ニ世界ノ強國以上ノ強國ト云フコトガ、著々證據立テラレマシテ參リマシタノハ、畏クモ叙聖文武 皇帝陛下ノ御稜威ニ外ナラズト申スモノ、又忠勇ナル軍人諸君ガ、身ヲ以テ國ニ奉ズルノ動作ト、至誠ナルトコロノ國民ノ後援ト申スモノハ、畢竟我帝國ノ世界無比ナル好歴史カラ、來ツタモノデアリマシテ、即チ皇祖武ヲ以テ日本六十餘州ノ不臣ヲ平定シ給ヒシ以來、吾ノ祖先ガ身ヲ以テ國ニ奉ズルニ、武ヲ以テシタル結果ニ外ナラヌデアリマス、是ガ所謂建國尙武ノ美風ト云フモノデアリマシテ、我邦ガ今日ノ強國ニ至タ原因デアルト考ヘマス、言葉ヲ換ヘテ言ヒマシレバ、此建國尙武ノ美風ガ、即チ大和魂トシテ、又武士道トシテ、今日ニ傳タノデアリマス、此大和魂、此武士道ト申スモノガ、即チ忠君愛國ノ義氣デアリマシテ、ツレガタメニ、骨ヲ粉ニシ身ヲ碎キ、斃レテ而シテ後止ムノ熱誠トナツテ、盜ル、ノデアリマス、ツレ故ニ武道奨勵ト申スコトハ、詰リ吾ノ祖先ノ遺志ヲ繼ギ、美風ヲ汲ムノ外ナラヌデアリマス、一口口ニ申セバ、建國尙武ノ歴史ガ產出シタル、國民の大氣象ヲ、無窮ニドコマデモ傳ヘテ往キタイト云フノデアリマス、翻ジテ考ヘテ見マシレバ、御承知ノ如ク、今ノ西洋式體操ト申スモノハ、其初ハ瑞典西人ニ始マリ、漸次各國ニ於テ多少ノ改良ヲ加ヘタルモノデアリマシテ、多クハ女子又ハ少年子弟ニ適用シ得ル目的ノモノデアリマス、必ズ將來ニ及ボス效果ヲ考ヘタルモノデアリマセト、私ハ考ヘマス、然ルニ我邦テハ建國尙武ノ遺風ヲ繼ギ、國民の大精神ニ基クコロノ武道ヲ指イテ、此舶來ノ體操ヲ取テ、體育ニ適用シツ、アルノデアリマス、此西洋傳來ノ體操ハ必シモ體育ノ一ノ方法トシテ惡イノデハナイ、善イ點モ多少アリマスガ、サリナガラ我國固有ノ武道ヲ擯斥シ、正科トシテ適用セヌト云フコトハ、歴史ノ上カラバカリデナク、實益ノ上カラ見マシテモ、遺憾極マル次第デアリマスル考ヘマス、免ニ角維新前マデ、日本六十餘州ノ四十二萬ノ士ガ、武士的教育ト致シマシテ、經驗シ來タコトノ此日本ノ精華ヲ、體育ノ中ニ入レテ置カヌト云フコトハナイ、否ナ、其筋ニ於テ、十分ニ世話ヲ燒キ、是非共是ヲ實行サセバナラヌコト、思ヒマス、今日ハ幸ニモ武道ノ遺風ガ、全ク地ニ墜チナイタメニ、此世界無比ナルトコロノ勇敢ナル日本國民ノ頭ガ、自然ニ

出來テ居ルガ故ニ、日本ノ國威ト云フモノガ、強國ノ上ニ凌駕スルデアルト云ハネバナリマセヌ、(一ヒヤノ)ト呼フ者アリ)ツレ故ニ今日ニ於テ、武道ノ獎勵ニ依リ、此精神ノ發揚ヲ圖リ未來ノ英雄、豪傑、智勇、卓絶ナルトコロノ青年男子ヲ作ルコトハ、最も必要ノコトデアルト考ヘマス、(一ヒヤノ)ト呼フ者アリ)外國ニ於テモ、近來我國ノ武道ヲ獎勵スルノ傾向ニナリマシテ、續々日本ヨリ武術ノ教師ガアチラニ往クコトニナリマシタ、現ニ嘉納氏ノ塾ニ名アリ山下氏ハ、先年米國ニ渡航シ、或紳士ニ聘サレテ教ヘテ居タノデアリマスガ、米國大統領ルーズベルト閣下ガ一見セラレテ、日本ハ是ダカラ強イト申サレ、非常ニ感賞セラレテ、今日デハ每週二時間山下君ガ大統領邸ニ往キ、教授スルノ榮ヲ得タコト云フコトハ、外字新聞ニモ見ユマシタサウデス、又私ノ友人ノ許ニモ、山下氏ヨリ現ニ其事ヲ榮譽トシテ、書面ヲヨコシデアリマス、其他隨分少ナカラヌ日本人ガ、歐米各國ニ參リマシテ、劍術柔術ヲ教ヘテ居リマス、之ハ詰リ日本ノ強國ニナツタノハ、全ク日本ノ武士道ニ依ルト云フコトハ、外國人ノ腦裏ニ浸ミタカラデアラウト云フコトハ、諸君モ御承知ノ如ク近ク倫敦ノ「タイムズ」新聞等ヲ御覽ニナリマシタ御方ハ、御承知ノコトデアラウト思ヒマス、斯様ナ次第デスカラ、私ハ日本ノ學校體育ノ正科ノ中ニ、日本國有ノ劍搏兩術ヲ是非ニ加ヘタイノデアリマス、畢竟武道ハ鍊體的精神ノ修養デアリマシテ、剛毅、勇敢、耐忍、沈著、威重ト云フヤウナ大效果ヲ得ルデアリマス、故ニ他ノ一般ノ學問ヲナスニ於テモ、必要缺クベカラザラコトデアラウト思ヒマス、國民ガ優勝ナル地位ヲ保ツニ於テモ、必要缺クベカラザラコトデアラウト思ヒマス、殊ニ國家ノ前途ヲ考ヘマスレバ、益々國民ノ練體的精神修養ノ必要ガ起ルノデアリマスカラ、今日ニ於テ、私ガ此問題ヲ提出致シマスノハ、頗ル緊要ノコトデアルト考ヘマス故ニ、茲ニ本建議案ヲ提出シタ次第デアリマスカラ、滿場ノ諸君ノ御贊成アラントコトハ、偏ニ希望致シマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 本案ハ誠ニ細カナ御説明ヲ聞キマシタガ、併シ一應委員ニ付託シテ、調査シタイト思ヒマス、九名ノ委員ヲ、議長指名ニ願ヒマス

○議長(松田正久君) 恆松君ノ委員ニ付託スルト云フ動議ニ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(松田正久君) 御異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 御異議ナシ、恆松君ノ動議ノ如ク、議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス、一議事日程第二十一、航海補助ニ關スル建議案ヲ議ニ付シマス、朗讀ハ省略致シマス、近江谷榮次君

第二十一 航海補助ニ關スル建議案(近江谷榮次君外九名提出)

我カ航海補助諸目ノ支出ハ從來標準ノ不權衡ト内外交通事情ノ推移トニ依リ其ノ解除乃至削減ノ必要ヲ認ムルモノ尠カラス殊ニ現下國用多端ノ際ニアリテ痛ク費費ノ支出ヲ戒ムルノ急アルノミナラス他日我カ至大ナル海上權擴張ニ對シ豫メ宿因ヲ刈滅スルハ實ニ今日ニ於ケル詳慎嚴正ナル當該諸目ノ解除乃至削減ヲ決行スルニアリテ存スルナリ

右建議ス

(近江谷榮次君登壇)

○近江谷榮次君(三百五番) 本員ハ本案提出ノ一人ト致シマシテ、極メテ簡單ニ其提出ノ趣旨ヲ述ベタイト思ヒマス、即チ本案ハ國家經濟ニ對シテ、重大ナル關係ヲ持テ居リマス故ニ、諸君ハ其重大ナル關係ヲ持テ居ルガ故ニ、十分御承知ノ答ヲ思フデ居リマス故ニ、餘リ長クハ申上ゲマセヌ、即チ本案ノ首文ニ書イタル如ク、我航海補助費ト云フモノハ、頗ル甚ダ不相當デアル、若シ其當時ニ於テ、假ニ必要デアルト云

フテ見タトコロガ、現在ノ有様ヲ見マスルト、必要デナイ、其中ニ幾ラカ必要ナコトモゴザ
イマセウ、併シ私ハ之ヲ通観シテ見マスルト、殆ド此大部分ニ於テ、不必要アリマス、
即チ我國ノ航海補助費トシテ支出シテ居ルトコロノモノハ、八百八十萬圓アル、八百
八十萬圓ト云フ金ハ、我國家經濟ニ於テ、少額ナルモノデアルカ、決シテ少額デナイ、
私ハ此保護政策ト云フコトハ、世界ノ現在ノ歴史ニ徴シマシテ、決シテ有效ナモノデナ
イ、若シ諸君ガ世界ノ航海補助ニ於ケル事例ヲ調ベテ見タナラバ、十分ニ御承知デア
ル、若シ此世界ニ於ケルコロノ海上權ヲ占有シテ居ルトコロノ英國デアデモ、補
助ニ依ッテ發達シテ居ルノデナイ、若シ其失敗ノ歴史ヲ舉ゲテ見レバ、佛蘭西デアル、其
佛蘭西ハ、日本ト同時ニ、非常ニ過大ナル補助シテ居ルデアルカ、其補助シテ居ルトコ
ロノ佛蘭西ハ、甚シク失敗シテ居ル、然ルニ其第一等ニ補助シテ居ル佛蘭西ハ暫ク措
イテ、同時ニ第一等ニ失敗シテ居ル我國ガ、其覆轍ヲ履シテ居ルデアリマス、私ハ將
來ノ日本トシテ、開國ノ日本トシテ、日本ノ富強ト云フモノハ、此海運事業ニ取ラネバ
ナラヌト云フコトヲ信ジテ居ル一人デアリマス、即チ海運事業ハ益、發達シナケレバ
取ラナケレバナラヌト思フテ居ル一人デアリマス、故ニ今日ニ於テ海上、此海運政策ヲ
持テ居リマセウ、無方針デアリマス、無方針デアルガ故ニ、此法案ニ於テ其方針ヲ示シ
マシテ、而シテ將來日本ノ發達ニ伴ッテ、此海運事業ヲ益、發達サセナケレバナラヌト
云フ意見デアルカラ、此建議案ヲ提出シタノデゴザイマス、即チ我國ニ於テ諸君ノ最モ期
待シテ居ル郵船會社デアリマス、此會社ハ、之ガ二分ノ配當ヲシテ居ルニモ拘ハラズ、
之ニ對シテ五百二十萬圓ノ保護シテ居リマス、之ガ多クハ必要デアリマス、ソレカラ
其ニ於キマシテ、東洋汽船會社デアリマス、東洋汽船會社ハ其裏面ニ於テハ、外國
ノ補助シテ居リマス、我國ニ於テ、斯ノ如キ不當ナル補助ヲ得ル國ノ經濟デアルヤ否ヤ
諸君ハ十分御承知デアラウト思ヒマス、而シテ此重大問題ニ對シテ、幾度カ議會ガ開
カレテ居ルニモ拘ハラズ、之ニ對シテ一向議論ガ出マセウ、誠ニ國家ノタメニ、私ハ慨歎
堪ヘヌ、吾々ハ今日ノ如キ國家ノ大事ニ際シマシテ、非常ナル重稅ヲ負擔シテ居ルニモ拘
ハラズ、此八百八十萬圓等閑ニ付スルガ餘裕ガゴザイマセウカ、此問題ハ國家經
濟ニ對シテ、非常ナル重大ナル問題デアリマス、故ニ、私ハ至誠ヲ以テ 諸君ハ本員
ト共ニ、至誠ヲ以テ、此議案ヲ討論セラレムコトヲ望ミマス、私ハ多クハ申シマセウ、多ク
ハ申シマセウガ、斯ノ如ク重大ナル問題ニ對シテ、之ヲ看過スル、餘地ガナイデアリマス、吾々
國民ノ責任者トシテ、國民ヲ代表スルコトヲ吾々議員トシテ、斯ノ如キ重大ナル問題
ヲ看却スルコトコロノ餘地ハ、無イデアリマス、諸君願クハ此問題ニ對シテ、滿腹ノ同情ヲ表サ
レムコトヲ望ミマス、私ノ如キコトコロノ少壯ナルモノガ、新參ノモノガ、此大問題ヲ提ケテ立
ツベキコトコロノ私ガ、ソレダケ責任ハ重大ナモノデアリマス、併ナガラ斯ノ如キ諸君ノ問
題ヲ、諸君ガ年々歳々開イテ居ル此議會ニ於テ、此問題ヲ沒却シテ居ルト云フコトハ、甚
ダ遺憾デアリマス、私ハ非常ノ材料ヲ持ッテ居リマス、此問題ニ對シテ、多年調ベテ居リマス、
數年調ベテ居リマスガ故ニ、其事實補助ノ現在ニ於テ、十分知ッテ居リマス、將來ノ先見ガ
アリマス、此問題ニ對シテ、私ハ委員會ニ於テ、十分答辯シタイト思ヒマス、又諸君ノ
御高見ヲ承ハリタイト思ヒマス、ソコデ此問題ニ對シテハ私ハ終リニ一言シテ置キマス
ガ、郵船會社、東洋汽船會社ノ如キモノハ、此問題ヲ喰止メニ掛テ居リマス、委員會
ヲ買收スルト云フコトヲ、放言シテ居リマス、昨日郵船會社ノ支店長ノ會議ガゴザイマ
シタ、其席ニ於キマシテ、郵船會社ノ責任者ハ、委員會ヲ十五名買收スル、一人ニ付イ

テ二千圓ヅノ金ヲ出ス、サウシテ此問題ヲ委員會デ潰ス、若シソレガ往カケレバ、本會
ニ於テ百五十名ノ人ヲ 議員ヲ買收スル、而モ一人千圓ヅ、出シテ買收スル、然ラ
バ二十萬圓ヲ遣ルコトガ出來ル、成程如何ニモサウデアラウ、五百二十萬圓ト云フ大金
ヲ、國民ノ膏血ヲ絞ツタ中カラ貫ッテ居ル郵船會社デアアルカ、其一割ヲ出ストシテモ、運
動者ハ成程算盤ノ上デ合フガ、國民ハ堪タモノデハナイ、諸君、神聖ナルコトコロノ議
會、威信アルコトコロノ議會ニ於テ、斯ノ如キモノニ買收セラレテ、帝國ノ體面ヲ汚スベキ
モノハナイト信ジマス、私ハ決シテ信ジマセウガ、ドウカ諸君、國民ノ代表者タル諸君
ニ向ッテ、私ハ熱誠ヲ以テ、滿場一致ヲ以テ、御賛成ヲ望ヒマス
○恆松隆慶君(百五十九番) 本案ノ議長指名ノ、十八名ノ委員ニ付託セラレムコ
トヲ願ヒマス
○望月小太郎君(二百九十五番) 委員ノ數ニ付イテ、恆松君ニ御諮リ致シタイ、發
案者モ云フ如ク、事實一種ノ物議ヲ起スノミナラズ、此問題ハ十分ニ之ヲ調査シナケレ
バナラヌ、即チ話ノ如キコトガアルヤ否ヤ、假ニアルトシタナラバ、各方面カラ此議場ヲ代
表スルトコロノ各派ヨリ、悉ク漏レナク出シテ戰キタイト思フニ付イテハ、委員ノ數ヲ殖
シテ、更ニ二十七名ニ願ヒタイト云フコトヲ……
○恆松隆慶君(百五十九番) 初メハ九名デゴザイマシタガ、段々交渉ガアッテ、十八
名ニナタ、サウハ數ヲ集メナケレバナラヌト云フ程ノ大問題デナイ、調査ヲスル上ニ於テ
ハ、十八名アレバ好イ程ニ分配ガ出來ルデアラウト思ヒマス、御同意ニナッデ宜カラウ
○(恆松君ニ贊成) 委員會ニナリタガヤツハ臭イカラセウガ宜イト呼フ者アリ
○議長(松田正久君) 望月君ノ二十七名說ニ贊成ガアリマス、贊成ハ無イト
認メマス 恆松君ノ提出サレタコトコロノ、十八名ノ議長指名ノ委員ニ付託スルコトニ
御異議ハアリマセウカ
○(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、其通決定ヲ致シマス 報告ガアリマス
(書記朗讀)
議員ヨリ左ノ議案ヲ提出セラレタリ
家祿賞典祿處分法中改正法律案
提出者 荻野芳藏君 河原林義雄君 立川雲平君
恆松隆慶君 森 肇君 神戶松之輔君
宮古啓三郎君 林 小一郎君 山 森 隆君
神崎東藏君 村松龜一郎君 岡井藤之丞君
關 信之介君 牧野逸馬君
市街宅地價修正關スル建議案
提出者 根本正君 遠山正和君 古賀庸三君
恆松隆慶君 山口達太郎君 山 森 隆君 鈴木久次郎君
山口達太郎君 谷澤龍藏君 新井章吾君
森 秀次君 河井重藏君 鵜飼退藏君
石田貫之助君
國籍法中改正法律案
提出者 神崎東藏君 菊池武德君
衆議院議員選舉法中改正法律案
提出者 橫井甚四郎君 栗原亮一君 森 本 駿君
奧野市次郎君

郡市町村會議員ノ選舉ニ關スル法律案

提出者 横田 虎彦君 鈴木 總兵衛君

小川平吉君村松愛藏君ヨリ在上海露國兵ノ暴行ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

指定セラレタル委員左ノ如シ

藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案

金岡又左衛門君 守屋 此助君

村松 愛藏君 山根 正次君

花井 卓藏君 川眞田德三郎君

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

佐々木 正藏君 村松 龜一郎君

宮部 襄君 岡井 藤之丞君

會計法中改正法律案

齋藤 珪次君 奧 繁三郎君

江藤 新作君 合田 福太郎君

伊藤 德太郎君 藤 金作君

裁判所構成法中改正法律案外一件

片山 正中君 田中 藤次郎君

野木 善三郎君 木下 謙次郎君

鳩山 和夫君 淺野 陽吉君

向坂 弘君 北村 佐吉君

後藤 文一郎君 元田 肇君

中村 清一郎君 板倉 中君

衆議院議員選舉法中改正法律案外一件

武藤 金吉君 寺井 純司君

森田 卓爾君 關 春茂君

渡邊 修君 池松 豐記君

早速 整爾君 三輪 猶作君

刑ノ執行猶豫及免除ニ關スル法律案

井上 要君 久保田與四郎君

福留 清四郎君 元田 肇君

丸山 嵯峨一郎君 米田 實君

土地收用法中改正法律案

竹村 貞貞君 北島 具雄君

中倉 万次郎君 三輪 傳七君

佐藤 里治君 淺野 順平君

在韓邦人利權ノ發達ニ關スル建議案

關野 善次郎君 福井 三郎君

安達 謙藏君 江藤 哲藏君

山本 悌二郎君 望月 小太郎君

郡役所廢止ニ關スル建議案

金岡又左衛門君 齋藤 貞輔君

佐藤 虎次郎君 木暮 武太夫君 中村 雄藏君
三井 忠藏君 松本 剛吉君 大竹 貫一君
體育ニ關スル建議案 青地 雄太郎君 小澤 愛次郎君
星野 仙藏君 神藤 才一君 鈴木 總兵衛君
由布 惟義君 城 重雄君 阿部 勇治君
横井 時雄君 鹿島 秀磨君 大津 淳一郎君
航海補助ニ關スル建議案 坂口 仁一郎君 江原 素六君 望月 右内君
田村 惟昌君 菅 原傳君 安藤 新太郎君
景山 甚右衛門君 丹後 直平君 征矢 野半彌君 石谷 傳四郎君
島田 三郎君 山本 幸彦君 橋本 久太郎君 近江 谷榮次君
白井 哲夫君

在上海露國兵ノ暴行ニ關スル質問書

右成規ニ據リ提出候也

明治三十八年二月七日

提出者 小川 平吉 村松 愛藏

贊成者 河野 廣中

外三十一名

在上海露國兵ノ暴行ニ關スル質問主意書

上海ニ在ル露國兵ハ其數頗ル多クシテ規律節制ニ乏シク屢暴行ヲ爲スヲ以テ我カ

居留民ハ不測ノ變ヲ虞リ日夜其堪ニ安シセサルモノ、如シ政府ハ之ニ對シテ何等保

安的手段ヲ施サ、ル乎

○議長(松田正久君) 次回ノ議事日程ハ、追テ公報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、本日

ハ是ニテ散會致シマス

午後三時三十九分散會